

平成 29 年度  
戦略的創造研究推進事業（社会技術研究開発）  
提案募集のご案内  
[募集要項]

安全な暮らしをつくる新しい公／私空間の構築  
研究開発領域



国立研究開発法人科学技術振興機構

社会技術研究開発センター

平成 29 年 4 月



## 目次

<b>I. 応募要領</b> .....	1
1. 戦略的創造研究推進事業（社会技術研究開発）の概要.....	1
2. 選考スケジュール .....	2
3. 応募方法 .....	2
4. 応募要件（研究倫理教育） .....	3
5. 重複応募について .....	4
6. 応募の要件等 .....	4
7. お問い合わせ等.....	6
<b>II. 募集・選考にあたっての領域総括の考え方</b> .....	7
<b>III. 研究開発領域の概要</b> .....	9
1. 研究開発領域の背景・意義.....	9
2. 研究開発領域の目標.....	10
3. 取り組むべき研究開発プロジェクトのテーマ、要素 .....	10
4. 研究開発領域の設置期間 .....	13
5. 研究開発の種別・規模 .....	13
6. 本領域では対象としない研究開発プロジェクトのイメージ.....	14
7. 研究開発領域のマネジメント .....	14
8. 研究開発の評価.....	15
<b>IV. 選考及び採択</b> .....	16
1. 選考のプロセス.....	16
2. 選考体制 .....	16
3. 選考にあたっての主な評価項目 .....	17
<b>V. 社会技術研究開発における研究開発の推進方法</b> .....	19
1. 実施計画 .....	19
2. 実施体制 .....	19
3. 実施拠点 .....	20
4. 委託研究契約 .....	20
5. 研究代表者及び主たる実施者の責務.....	20
6. 実施機関の責務等 .....	22
7. 研究開発費.....	23
8. 海外の機関に所属する方が主たる実施者として参加する場合 .....	25
<b>VI. 応募に際しての注意事項</b> .....	26
1. 研究倫理教育に関するプログラムの受講・修了について .....	26
2. 提案書記載事項等の情報の取り扱い.....	28
3. 不合理な重複・過度の集中に対する措置.....	28
4. 研究費の不正使用および不正受給に関する措置 .....	31

5. 他の競争的資金制度で申請及び参加の制限が行われた研究者に対する措置	32
6. 「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」について	32
7. 「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」について	33
8. 研究倫理教育及びコンプライアンス教育の履修義務について	36
9. 人権の保護及び法令等の遵守への対応について	36
10. 安全保障貿易管理について（海外への技術漏洩への対処）	37
11. 公正な研究活動を目指して	39
12. ダイバーシティの推進について	40
13. 若手の博士研究員の多様なキャリアパスの支援について	41
14. 社会との対話・協働の推進について	41
15. オープンアクセスについて	42
16. 研究者情報の researchmap への登録について	42
17. 研究設備・機器の共用促進について	42
18. JST 先端計測分析技術・機器開発プログラムの成果について	44
<b>VII. 提案公募 Q&amp;A</b>	<b>45</b>
<b>VIII. 府省共通研究開発管理システム（e-Rad）による応募について</b>	<b>51</b>
1. 府省共通研究開発管理システム（e-Rad）による応募に当たっての注意事項	51
2. e-Rad による応募方法の流れ	52
3. 利用可能時間帯、問い合わせ先	53
3.1 e-Rad の操作方法	53
3.2 問い合わせ先	53
3.3 e-Rad の利用可能時間帯	53
4. 具体的な操作方法と注意事項	54
4.1 実施機関（研究機関）、実施者（研究者）情報の登録	54
4.2 募集要項及び提案書の様式の取得	54
4.3 提案書の作成	56
4.4 e-Rad への必要項目入力	57
4.5 研究提案の提出	64
<b>IX. 提案書の記載要領</b>	<b>67</b>
戦略的創造研究推進事業（社会技術研究開発） 提案書（研究開発プロジェクト）	68
<b>X. 参考資料</b>	<b>85</b>

## I. 応募要領

### 1. 戦略的創造研究推進事業（社会技術研究開発）の概要

国立研究開発法人科学技術振興機構（以下、JST という）社会技術研究開発センター（以下、RISTEX という）は、社会の具体的な問題の解決を通して、新たな社会的・公共的価値の創出を目指します。社会問題の解決に取り組む関与者と実施者が協働するためのネットワークを構築し、競争的環境下で自然科学と人文・社会科学の知識を活用した研究開発を推進して、現実社会の具体的な問題解決に資する成果を得るとともに、得られた成果の社会への活用・展開を図ります。

戦略的創造研究推進事業（社会技術研究開発）（以下、本事業という）は、RISTEX において社会の問題解決に重要と考えられる研究開発領域（またはプログラム。以下、領域等という）を設定して提案を募集し、選定された研究開発プロジェクト（以下、プロジェクトという）を推進するものです。

領域等のマネジメントは、領域アドバイザーの協力を得て、領域総括（またはプログラム総括）が行います。研究代表者及び研究開発実施者（以下、実施者という）は、領域総括のマネジメントのもと、自ら所属する機関等において研究開発を推進します。

#### ○領域総括（プログラム総括）

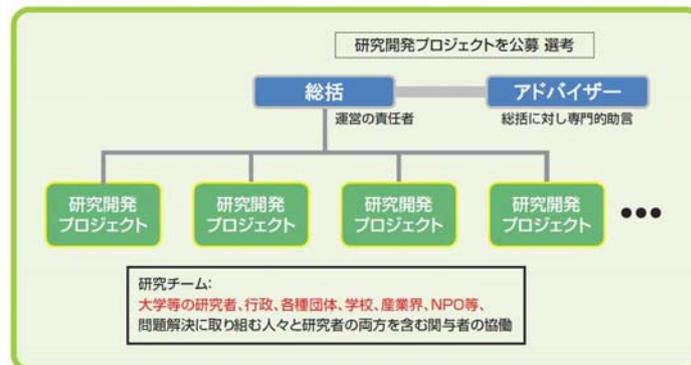
国または RISTEX が定める領域目標の達成に資する研究開発領域の運営責任者として、領域をマネジメントする者。多分野の関与者の参画により研究開発が効率に行われるよう適切かつ柔軟な研究開発領域の運営を行う。そのために必要なネットワーク形成を行うとともに、研究開発プロジェクトの選考から研究開発計画の承認、サイトビジット等による進捗把握や助言、事後評価等を行う。また研究開発領域で得られた成果やその活用状況を社会に向けて情報を発信する。

#### ○領域アドバイザー（プログラムアドバイザー）

専門的な立場から領域総括に適切な助言を行う者。

#### ○研究代表者

研究開発プロジェクトを代表し、プロジェクト全体の責任者。研究開発推進上のマネジメントや成果、プロジェクト全体の研究開発費の管理を実施機関とともに適切に行う。



## 2. 選考スケジュール

選考の主なスケジュールは、以下のとおりです。下線を付した日付は確定していますが、他の日程は今後変更となることもあります。

募集開始	4月14日（金）正午
募集説明会	4月26日（水）（東京：JST 東京本部） 5月11日（木）（京都：メルパルク京都）
提案書受付期限（※）	<u>6月8日（木）正午（厳守）</u>
書類選考期間	6～7月
書類選考の結果通知	面接選考会の1週間前までに連絡（予定）
面接選考会	8月2日（水）
面談（採択条件の説明）	8月9日（水）・10日（木）
選考結果の通知・発表	9月中（予定）
研究開発の開始	10月（予定）

※ 府省共通研究開発管理システム（e-Rad）での受付期限日時です。応募方法については次ページを参照してください。

## 3. 応募方法

**提案は、府省共通研究開発管理システム（e-Rad）により行っていただきます。**

紙媒体、郵送、宅配便及び電子メールによる応募受け付けはできません。

### (1) 実施機関及び研究代表者情報の登録

提案者は、e-RadのログインID、パスワードを取得している必要があります（研究代表者のみで構いません）。

新たにe-RadのログインID、パスワードを取得する場合、事前に提案者が所属する機関が、以下の登録を行う必要があります。

- ① 機関が未登録の場合は、先ず機関を「研究機関」として登録
- ② 提案者を「研究者情報」に登録

なお、応募時に国内の特定の機関に所属していない場合は、提案者本人が②のみ登録してください（ただし、採択後には国内の機関に所属する予定であることが前提です）。

登録方法の詳細は、「Ⅷ. 府省共通研究開発管理システム（e-Rad）による応募について」（51～66ページ）及び e-Radポータルサイトを参照してください。

登録手続きに日数を要する場合がありますので、2週間以上の余裕をもって登録手続きを行ってください。

なお、一度登録が完了すれば、他府省等で実施する制度・事業の応募の際に再度登録する必要はありません。また、他府省等で実施する制度・事業で登録済みの場合は再度登録する必要はありません。これまで競争的資金に応募または助成を受けたことがない機関及び提案者の方（特定非営利活動法人、行政機関、民間企業等の機関及びその所属の方）は特にご注意ください。

## (2) 提案書の作成

e-Rad ポータルサイト (<http://www.e-rad.go.jp/>) または RISTEX の提案募集ホームページ ([http://ristex.jst.go.jp/proposal/current/proposal\\_2017.html](http://ristex.jst.go.jp/proposal/current/proposal_2017.html)) から提案書様式をダウンロードし、本募集要項をよくお読みいただいた上で、「IX. 提案書の記載要領」(67～84 ページ) の説明を参考に記入してください。

専門的になりすぎず平易な表現で、できるだけ客観的な記述を心がけてください。

領域によって募集要項、提案書の様式が異なりますので、ご注意ください。

## (3) 提案書の提出

「戦略的創造研究推進事業（社会技術研究開発）」への応募は、提案者ご自身から直接応募していただきます。必要事項を記載した提案書をe-Radへアップロードしてください。

アップロードの具体的な方法については、「VIII. 府省共通研究開発管理システム（e-Rad）による応募について」（51～66ページ）を参照してください。

## 4. 応募要件（研究倫理教育）

**応募時に研究倫理教育に関するプログラムを修了していることが必須です！！**

修了していることが確認できない場合は、応募要件不備とみなしますのでご注意ください。応募時は研究代表者のみで構いません。詳しくは、26～27 ページ（Q&A の 45～46 ページ）をお読みください。

## 5. 重複応募について

- (1) 1人の方が研究代表者として応募できる提案は、1件のみです。
- (2) 「安全な暮らしをつくる新しい公／私空間の構築」研究開発領域、「人と情報のエコシステム」研究開発領域と重複して応募することはできません。
- (3) 現在、社会技術研究開発の研究代表者は、応募はできません（当該研究開発の実施期間が平成29年度以内に終了する場合を除く）。

## 6. 応募の要件等

プロジェクトの研究代表者となる方に自ら提案していただきます。応募の要件は以下のとおりです。応募要件に関して、以下のことを予めご承知おきください。

- ※ 採択までに応募要件を満たさないことが判明した場合、原則として、提案書の不受理、ないし不採択とします。
- ※ 応募要件は、採択された場合、当該プロジェクトの全実施期間中、維持される必要があります。実施期間の途中で要件が満たされなくなった場合、原則として本研究開発プロジェクトの全体ないし一部を中止(早期終了)します。

### (1) 提案者の要件

- a. 実施者（数名～20名程度）を統括し、構想を実現するためにリーダーシップを持って自らプロジェクトを推進すること。
- b. 研究代表者となる提案者自らが、国内の機関に所属して当該機関において研究開発を実施する体制を取ること<sup>1</sup>。

なお、以下のいずれかの方も、提案者として応募できます。

- ・国内の機関に所属する外国籍の方。
- ・現在、特定の機関に所属していない、もしくは海外の研究機関に所属している方で、研究代表者として採択された場合、日本国内の研究機関に所属して当該機関においてプロジェクトを実施する体制を取ることが可能な方。
- ・現在海外に在住している日本人であって、研究代表者として採択された場合、自らが国内の機関に所属して当該機関においてプロジェクトを実施する体制を取ることが可能な方。

※民間企業等の大学等以外の研究機関に所属されている方も対象となります。

※不適正経理及び研究活動における不正行為にかかる申請資格の制限等に抵触していないこと。

- c. プロジェクトの全実施期間を通じ、責任者としてプロジェクト全体に責務を負えること。詳しくは、「V. 5. 研究代表者及び主たる実施者の責務」（20～22ページ）を参照してください。例えば、プロジェクトの実施期間中、日本国内に居住し、海外出張

---

<sup>1</sup> 「国内の機関」とは、国内に法人格を持つ大学、国立研究開発法人、特定非営利活動法人、公益法人、企業、地方自治体等を指します。ただし、所定の要件等を満たしている必要があります。詳しくは、「V. 6. 実施機関の責務等」（22～23ページ）を参照してください。

その他の理由により、長期にわたってその責任を果たせなくなる等の事情が無いこと。

d. 所属機関において研究倫理教育に関するプログラムを予め修了していること。または、JST が提供する教育プログラムを提案締切までに修了していること。

e. 応募にあたって、以下の4点を誓約できること。

- ・「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」（平成26年8月26日 文部科学大臣決定）の内容を理解し、遵守すること。
- ・「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」（平成26年2月18日改正）の内容を理解し、遵守すること。
- ・研究提案が採択された場合、研究代表者及び研究開発実施者は、研究活動の不正行為（捏造、改ざん及び盗用）並びに研究費の不正使用を行わないこと。
- ・本提案書に記載している過去の研究成果において、研究活動の不正行為は行われていないこと。

※ e-Rad の応募情報入力画面で、確認をしていただきます。

## **(2) 実施機関の要件**

実施機関は、研究開発を実施する上で、委託研究費の原資が公的資金であることを十分確認し、関係する国の法令等を遵守するとともに、研究開発を効率的に実施するよう努めなければなりません。「V. 6. 実装機関の責務等」（22～23 ページ）に掲げられた責務が果たせない実施機関における研究開発の実施は認められませんので、応募に際しては、研究開発の実施を予定している実施機関の事前承諾を確実に得てください。

## 7. お問い合わせ等

### (1) 募集要項の掲載・提案書の提出先等

募集要項 及び 最新情報	社会技術研究開発センター 提案募集ホームページ <a href="http://ristex.jst.go.jp/proposal/current/proposal_2017.html">http://ristex.jst.go.jp/proposal/current/proposal_2017.html</a>
募集要項 及び 提案書の提出	府省共通研究開発管理システム (e-Rad) ホームページ <a href="http://www.e-rad.go.jp/">http://www.e-rad.go.jp/</a>

### (2) お問い合わせ

募集内容について 制度・事業、提出書類の作成・提出に関する手続き等	国立研究開発法人科学技術振興機構 社会技術研究開発センター 企画運営室 募集担当 〒102-8666 東京都千代田区四番町 5-3 サイエンスプラザ 4 階 E-mail : <a href="mailto:boshu@jst.go.jp">boshu@jst.go.jp</a> Tel. 03-5214-0133 Fax. 03-5214-0140 (電話受付 : 10:00~12:00・13:00~17:00/土日祝除く) <b>原則として電子メールでお願いします</b>
府省共通研究開発管理システム (e-Rad) について 実施機関・実施者の登録、e-Radの操作方法等	<b>e-Rad ヘルプデスク</b> Tel. 0570-066-877 (ナビダイヤル) (9:00~18:00/土曜日、日曜日、祝祭日、年末年始を除く) [直通はナビダイヤルをご利用になれない場合に限る] 03-6631-9595 (直通)

※採否を含む審査状況に関する問い合わせに一切回答できません。

※提案書受付期限日 (提案締切日) は非常に混み合います。余裕を持ってお問い合わせください。

## Ⅱ. 募集・選考にあたっての領域総括の考え方

領域総括：山田 肇（特定非営利活動法人情報通信政策フォーラム  
理事長／元 東洋大学経済学部 教授）

世帯の小規模化や少子高齢化の進展、地域社会からの個人の孤立、ソーシャルメディアの普及といった構造的な変化が社会に起きるに伴って、私的な空間・関係性の中での事件・事故などの事象は増加しつつあります。私的な空間・関係性の中での事象には発見・介入しづらいという共通の性質がありますが、どのようにすれば減らすことができ、社会をより安全にできるでしょうか。「安全な暮らしをつくる新しい公／私空間の構築」は、この問題意識を元に平成 27 年度に開始された研究開発領域です。そのために、この研究開発領域は、公と私を両端に置きその間の「間（ま）」が果たす役割に注目し、「間」に公と私協力する新たな仕組みを作り私的な空間・関係性で起きる安全上の事象の予防と低減に関わる研究開発を推進しています。

平成 27・28 年度合わせて 8 件の研究開発プロジェクトが採択され、次のように研究開発が進められています。

児童虐待のような個々の事象を横断してその背景に社会との関係性の喪失が見出され、事象に関係する人々の社会への包摂を進める手法の研究開発が推進されています。

事象が発生する前にリスクの高い層を発見し予防的に対応する、あるいは、深刻化する前に早期に発見することが重要であるとの認識が深まり、過去の事例を大量に収集し統計的に予兆を見出そうというプロジェクトが推進されています。

たとえば児童虐待リスクが高い養育者に心理教育を施すだけでなく、養育者を囲む環境も含めて改善していく手法を開発する、すなわち、包括的手法（Holistic Approach）の重要性が高まっています。この包括的手法では、行政・民間・NPO・近隣など多数多岐にわたる関与者の協力関係の構築が不可欠です。これを実現するため行政組織設置の根拠法を見直す必要はないか、本人同意を求める個人情報保護法は基本としつつ判断能力が不足する児童や高齢者等について要配慮個人情報の共有を図る仕組みをどのように作るか、といった制度問題についても研究開発しています。

成果として提案する新しい制度は、机上の空論ではなく、現実社会に適用できるものを目指します。多くの関与者の協力を得て現場で包括的手法を実践したうえで、それを全国に普及・展開していくことを意識して、現場で使えるガイドラインの作成や現場職員向けの教材作成なども含めて研究開発が進められています。

ドメスティックバイオレンス（DV）を民事不介入と置いて放置するのは悲劇の原因ですが、警察官が常に見張ることは不可能です。プライバシーに配慮しつつ適切に介入するにはどうすればよいのか、「間」にどのような機能を持たせればよいのか、それこそが研究開発課題です。情報通信技術を活用しての生活モニタ、近隣住民によるさりげない声かけ、関係者内での情報共有など、直接的、あるいは間接的で、さまざまな「間」の仕組みが考えられます。対象とする人々の援助希求行動にも配慮が行き届いた「間」の仕組みについ

て研究開発が進展し、安全な暮らしの創生に寄与することを期待しています。

この研究開発領域では制度を対象としますが、それは法律・規制といった法制度だけを指すものではありません。法制度上は可能であっても、現場における慣行や、出来ないはずとの人々の思い込み、人間は状況に応じて必ずしも適切に行動できるとは限らないということへの理解の不足（援助希求行動の多様性への理解不足）が、安全な暮らしの創生を妨げているかもしれません。児童虐待をする親は情報通信技術を活用した生活モニタを家庭に設置することに必ず反対するでしょうか。生活モニタが兆候を見つけ警告することで行為に出るのを防げることを理解すれば、賛成するかもしれません。この研究開発領域では、制度を法律・規制・慣行・思い込みなどを包含する幅広いものとして捉え、これらの壁を超えて安全な暮らしを創生するのに役立つ研究開発を推進します。

私的な空間・関係性の中での事件・事故などには、児童虐待、高齢者や精神障害者の孤立、DVなど多様な事象があります。昨年度は多様な嗜癖・嗜虐行動に関する提案も採択されました。ストーカーやネットいじめといった事象を扱う提案はまだ採択していませんが、すでに採択した他の事象に関わる研究開発プロジェクトとの協力・連携によって相乗効果が生まれる可能性があります。情報通信技術を活用して個人情報に関与者間での共有と制限を同時に実現する際に、全国展開でのスケールアウトの可能性にも配慮してモデルを提示するといった提案も望めます。研究開発領域としてのアウトカムを高め、社会に役立つものにするため、皆様の積極的なご提案を歓迎します。

### Ⅲ. 研究開発領域の概要

#### 1. 研究開発領域の背景・意義

近年、我が国では、犯罪の認知件数は減っていますが、家庭、または、家庭と同様に外部から隔離され、同調圧力が強く閉鎖的な空間である職場やスポーツ集団、学校等において、子ども、女性、高齢者が継続的な暴力を受けるケースや、サイバー空間での関係性に由来する事件やいじめ等が顕在化し、安全・安心上の新たな問題となっています。また、交通事故等公的空間で起こる事故が減る一方で、転倒や溺死等家庭内事故が増加する等、外部から発見・介入しづらい「私的な空間・関係性」における問題が顕在化しています。

こうした問題が顕在化する背景には、世帯の小規模化や高齢化、地域社会からの個人の孤立、インターネットやソーシャルメディアの普及・拡大といった社会構造的な変化と、それらの変化によってもたらされる「親密圏」<sup>2</sup>と「公共圏」の変容に、既存の安全機能（法制度・公的組織、あるいは、家庭・地域社会による予防や支援機能）が対応しきれなくなっていることがあります。具体的な例として、世帯の小規模化や地域コミュニティの縮小・希薄化等に伴い、家庭や地域社会が持つサポート的な機能が低下して養育者や養護者の孤立が深刻化し、育児や介護等において虐待が生じるケース、また、ソーシャルメディア等でいつでもどこでも繋がれることによって、学校や職場・家庭等の外で緊密な人間関係が形成され、周囲が気付かないままに逃げ場のないいじめが起きてしてしまうケース等があげられます。

従来、親密圏については自助、自治に任せるものであるとの考えもありましたが、国民の関心や人権意識の高まりもあり、多様なレベルでの社会的な支援や介入が徐々に広がりつつあります<sup>3</sup>。センサーやロボット等の科学技術を使い、親密圏での加害・被害またはそれに繋がるリスクの早期発見や要因解消に貢献する研究開発も求められてきました<sup>4</sup>。社会的な支援という側面からも親密圏と公共圏の関係性は変容していますが、一方に、社会的な支援を届けようにも制度が壁となる場合もあります。

さらに、平成 28 年に決定された第 5 期科学技術基本計画では、サイバー空間とフィジカル空間（現実社会）が高度に融合した「超スマート社会」を実現するための取組が強化されました。こうした流れは、私的な空間・関係性やプライバシー概念の変化に大きく関連すると同時に、技術的な側面からは、ビッグデータ解析技術を用いること等により、事件・事故等の予見・発見を容易にすることが期待されます。

このように、1) 私的な空間・関係性で起きる安全・安心上の問題の顕在化、2) 親密圏

<sup>2</sup> 社会学において「親密圏」は、「具体的な他者の生／生命」とくにその不安や困難に対する関心／配慮を媒体とする、ある程度持続的な関係性を指すもの」として用いられている。（斎藤純一、「親密圏と安全性の政治」、斎藤純一編『親密圏のポリティクス』ナカニシヤ出版（2003 年））

<sup>3</sup> 例えば、行政、地域、ビジネス、NPO 等の家庭以外のリソースによる支援をさす。法制度としては、「児童虐待の防止等に関する法律」（2000 年制定）、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」（2001 年制定）、「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」（2005 年制定）、「ハーグ条約に対する日本の加盟」（2014 年）の制定などが挙げられる。また、近年、児童虐待の支援現場において、第三者による通報数が最も多いことも、国民の親密圏の加害・被害に対する意識が高まっている一面として挙げられる。

<sup>4</sup> 文部科学省科学技術・学術審議会研究計画・評価分科会安全・安心科学技術委員会、「安全・安心科学技術の重要研究開発課題について（検討のまとめ）」（2007 年 7 月）

と公共圏の関係性、境界の変容、3) サイバー空間と実空間の一体化による予見・発見の容易化とプライバシーの概念の変化、が進行しているとの認識のもと、RISTEX では発見・介入しづらい空間・関係性における危害や事故の予防と低減に関わる研究開発を推進します。

## 2. 研究開発領域の目標

本領域における具体的な目標は以下のとおりです。

- (A) 世帯の小規模化や高齢化、サイバー空間の拡大による親密圏の変容を踏まえて、発見・介入しづらい空間・関係性における危害や事故の予防と低減に資する新たな手法を現実の問題とニーズに基づいて提示する。
- (B) これらの成果をもとに、発見・介入しづらい空間・関係性における危害や事故の予防と低減に資する制度・政策とその実現可能性を提示する。
- (C) 提示する取り組みや施策が継続的に実施されていくために、社会システムへの統合可能性という観点で、これらの手法を導いた思考・考え方を共有するネットワークを構築する。

なお、上記の領域目標に向けては、特に以下の2つの観点に留意して研究開発を推進します。

- ICT等の活用による既存の社会システムの機能増強と新しい社会システムの提案
- 発見・介入しづらい空間・関係性への配慮が行き届いた適切なアプローチ

## 3. 取り組むべき研究開発プロジェクトのテーマ、要素

本領域においては、領域目標及び留意すべき観点の下に、以下の3つのアウトプットを目指した研究開発プロジェクトを推進します。

- 社会システム・制度の創生と伝承
- 配慮が行き届き適切に介入・支援をする社会技術の創出
- 情報通信技術等の利活用による新たな支援機能の構築

### (1) 主要な研究開発要素・テーマのイメージ

以下に、本領域において重要と考えるテーマや要素を例示します。これらは現段階での想定であり、複数の要素を組み合わせたテーマや、記載されたテーマ以外についても本領域の趣旨に合致し、問題の解決に貢献し得る提案を歓迎します。

なお、以下の観点で社会実装を重視して研究開発を推進することを望みます。

- 立法府・行政府における制度等の立案のエビデンスとして提示できるということ意識すること
- 特定の地域や組織に留まらず他への普及・展開も視野に入れること

### ① 社会システム・制度の創生と伝承

個別の事象の対策や施策に留まらず、私的な空間・関係性において生じる問題という観点から、より共通的な社会システムや制度、考え方等に関わる課題と将来像を具体的に提示していく取り組みを推進します。特に、個人情報やプライバシー、社会の変化を踏まえた技術活用のあり方、社会資本の適切な配分、成果や取り組みを継続・共有するための評価指標等、個別の事象やある時点における問題の解決を超えて、より広く、長期的に有効となり得る方法を提示していくことを重視します。そのために、文化や慣習、あるいは国際比較といった観点からの検討が必要になることも想定されます。

テーマ例)

- ・ 親密圏と公共圏の変容を踏まえた新しいプライバシー概念の提示と個人情報等の利用の拡張に関する研究開発
- ・ それぞれの設置法によって区分されている複数の関係公的機関での情報共有・連携を促進する法制度のあり方等の研究開発
- ・ 親密圏と公共圏の変容、それに対応を求められるひとの行動にも注目し、現場の実態や将来像を踏まえて、高齢者・障害者等の見守りに技術の活用可能性を提示する研究開発

### ② 配慮が行き届き適切に介入・支援をする社会技術の創出 —公／私協力する「間」の創生—

親密圏の自助、自治を強調するあまり安全機能が低下しているという認識の下、公／私協力する「間」を創生することによって安全機能を補強する方策や制度について、実践的な研究開発を推進します。ひとの援助希求行動の多様性や地域特性を踏まえた取り組み、特区における実証等、現実の問題を解決する取り組みが想定されます。法律・規制、慣習や運用における「思い込み」の壁を超えて、安全機能を強化する研究開発を歓迎します。

テーマ例)

- ・ コミュニティにおける多くの支援機関・家族・住民等の情報共有・連携システムに関する研究開発
- ・ 養育や介護に関わる支援（個人、NPO等）の充実に関する研究開発
- ・ 児童虐待やDV等に関する市民教育や学校教育の充実に関する研究開発
- ・ 危害や事故の予防と低減という観点からの被害者支援・加害者更生に関する研究開発

### ③ 情報通信技術等の利活用による新たな支援機能の構築

インターネットやソーシャルメディアの普及・拡大、サイバー空間と実空間の一体化といった科学技術の展開を踏まえ、これらの技術を活用した予防と低減のための方法論に関わ

る研究開発を推進します。利用者視点での、アクセシビリティとユーザビリティを意識した実装、担い手を十分に考慮したアプローチを重視します。

テーマ例)

- ・ 過去事例のビッグデータ解析を用いた予防と早期対応のための研究開発
- ・ 多様なステークホルダー（関与者）による情報連携、適切な情報共有により予防と早期対応を実現するシステムの研究開発
- ・ 情報連携、情報共有を行う際に課題となる個人情報の利活用と保護を両立させるためプライバシー保護技術等を本領域に適用させるための研究開発

(2) 主要な研究開発要素・テーマのイメージ

研究開発領域では、個別の事象（特定の危害行為や事故）の解決を目指す研究だけではなく、公／私の変容に起因する複数の事象に対して有効となり得る横断的な研究開発を期待します。本領域内の他のプロジェクトとの協力・連携による相乗効果が期待される提案を歓迎します。

また、① 社会システム・制度の創生と伝承、② 配慮が行き届き適切に介入・支援をする社会技術の創出—公／私協力する「間」の創生—、③ 情報通信技術等の利活用による新たな支援機能の構築は、相互に関連するものであり、最終的には、②を実現することを目指して、①②を組み合わせたり、②③を組み合わせたりする研究開発を期待します。

参考) 領域全体の取り組みのイメージ

アウトプット	統合的に推進する研究開発の対象
①社会システム・制度の創生と伝承	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 法制度（プライバシー、個人情報、情報共有等）</li> <li>・ 技術の活用可能性の提案</li> </ul>
②配慮が行き届き適切に介入・支援をする社会技術の創出—公／私協力する「間」の創生—	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ コミュニティにおける多くの支援機関・家族・住民等の情報共有・連携システム</li> <li>・ 養育介護や教育に関わる支援の充実</li> <li>・ 予防と低減という観点からの被害者支援・加害者更生</li> </ul>
③情報通信技術等の利活用による新たな支援機能の構築	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ ネットいじめを低減するためのビッグデータ解析/過去事例</li> <li>・ 情報の共有と制限を両立させる情報システム</li> </ul>

(3) 研究開発の実施体制

- ① 研究開発プロジェクトを実施するにあたっては、対象とする問題の解決に向けて、研究者に留まらない、多様なステークホルダーから成る実施体制の構築が求められ

ます。また、成果の受け手等からのフィードバックを受ける仕組みを設ける等、社会実装を意識した取り組みを期待します。

- ② 研究代表者には、参加者の統括や調整をはじめ、研究開発の実施期間を通じてリーダーシップを持って自ら研究開発を推進していただきます。そのため、研究開発を推進するための体制だけでなく、プロジェクト・マネジメント体制を明確化することが求められます。
- ③ 研究代表者には、研究開発成果を相互に利用するなど、研究開発領域内の他の研究開発プロジェクトと連携することが求められます。
- ④ 自然科学と人文・社会科学の双方にまたがる分野横断的な知見を活用し、ハード・ソフト両面からの包括的、総合的な研究開発を期待します。
- ⑤ 研究開発の終了後も発展的な取り組みや制度等の立案に繋がるよう、国や地方自治体等の関係者と連携を期待します。

#### 4. 研究開発領域の設置期間

- ・ 設置期間は、平成 27 年度から平成 32 年度の延べ 6 年間を想定。
- ・ 初年度、2 年度目、3 年度目に、数件の新規研究開発プロジェクトの採択を想定（初年度は 5 件、2 年度目は 3 件の研究開発プロジェクトを採択）。

#### 5. 研究開発の種別・規模

本領域では、領域目標の達成に共に取り組む研究開発の実施者を広く募り、研究開発プロジェクトを実施します。

##### ■ 研究開発プロジェクト

本領域の目標達成に向けて、「3. 取り組むべき研究開発プロジェクトのテーマ、要素」に掲げた手法、指標やそれらを活用した問題の解決策を提示するもの。それらが有効であることを実証しようとする取り組みが求められます。

◇ 予算規模（直接経費）：1 課題 数百万円から 30 百万円以下／年（12 ヶ月）  
研究開発プロジェクトの内容及び採択方針に応じて、柔軟に取り扱う。

◇ プロジェクトの期間：原則として 3 年以内  
研究開発の進捗等に応じて適宜、適正化を図るとともに、体制の構築が進まない等、目標達成の可能性が低いと判断された場合は期間途中で終了する場合があります。

※ JST は委託研究契約に基づき、原則として研究開発費（直接経費）の 30%を上限に間接経費を委託研究費として研究機関に支払います。詳細は、「V. 7. 研究開発費（2）」

間接経費」(24 ページ) を参照してください。

## 6. 本領域では対象としない研究開発プロジェクトのイメージ

本領域で対象としない研究開発プロジェクトのイメージは、原則として次のとおりです。

- ① ロボット、計測器等の機器開発に関わる要素技術（個別部品、モジュール、駆動機構、制御ソフト等）の研究開発に留まるもの。
- ② 機器やシミュレーションソフト等、ハードウェア、ソフトウェアを問わず、製品の開発のみを目的とするもの。
- ③ 調査、データ収集や測定のみを実施するような、研究開発要素の乏しいもの。
- ④ 研究開発成果の自社販売を目的としている等、社会の一部分のみが恩恵に与るようなもの。
- ⑤ 他の主務官庁によって明確な目的に沿って公募・審査が行われている研究開発に相当するもの。

## 7. 研究開発領域のマネジメント

- ① 領域運営の責任者として領域総括を設置し、マネジメントを行う。
- ② 領域総括に対し専門的助言を行う領域アドバイザーを設置する。領域アドバイザーは研究者のみならず、産学官市民のバランスに配慮して選出する。
- ③ 領域総括、領域アドバイザー、事務局が一体となり、研究開発プロジェクト等の募集・選考を実施するとともに、効果的な領域の運営に必要な会議や関係者の交流を行う。
- ④ 領域総括は、必要に応じて、研究開発費の調整や研究開発プロジェクト等の統廃合を含む見直しを行う。
- ⑤ 領域運営は、社会の状況、領域における各研究開発プロジェクト等の進捗状況に応じて、募集選考方針における重点化や変更も含め、柔軟に対応する。また、最終的に複数の成果を統合して安全な社会システムの創生と伝承の仕組みを提示できるよう、あらかじめ各年度の募集テーマを重点化する等、戦略的に公募を実施する。
- ⑥ 領域内の研究開発プロジェクト等を横断・俯瞰する取り組みや社会への提言等、領域としての活動を積極的に行う。
- ⑦ アウトリーチ活動（成果報告会等のシンポジウム、WEB 等での情報発信等）を積極的に行う。
- ⑧ 外部関与者との人的ネットワークを構築する。成果の将来的な普及・定着を視野に入れ、国・自治体・企業・NPO・学会等、関連する機関との連携を様々なレベルで行うことができるよう、積極的に働きかける。

なお、上記のマネジメントに際しては、RISTEX の中での本領域の役割・位置付け等を踏まえ、RISTEX 内の他の取り組みとの効果的な連携が保てるよう、本領域の進捗状況や成果に関する情報共有を図る。

## 8. 研究開発の評価

### ① 研究開発領域の評価

- ・ 研究開発領域については、一定期間経過した時点（中間時、終了時）で評価を実施する。

### ② 研究開発プロジェクトの評価

- ・ 提案は、領域総括が領域アドバイザー等の協力を得て選考を行う。
- ・ 全ての研究開発プロジェクトについて、事後評価及び追跡調査を実施する。

## IV. 選考及び採択

### 1. 選考のプロセス

選考は、提案書に基づく書類選考とその合格者に対する面接選考を行い、「3.選考にあたっての主な評価項目」（17～18 ページ）を基に総合的に判断します。

- ① 書類選考の結果、面接選考の対象となった提案者には、その旨を書面で通知するとともに、面接選考の要領、日程、追加で提出を求める資料等についてお知らせします。面接選考では、提案者（研究代表者）に自らプロジェクトの構想を説明していただきます。
- ② 書類選考、面接選考の結果については、採否にかかわらず、その都度、提案者（研究代表者）に通知します。
- ③ 選考スケジュールは「I. 2. 選考スケジュール」（2 ページ）を参照してください。日程の詳細、変更等については、RISTEX の提案募集ホームページにて随時お知らせします。

### 2. 選考体制

選考は、領域総括が領域アドバイザー等の協力を得て行います。その結果に基づいて、JST は研究代表者及びその実施するプロジェクトを選定します。また、必要に応じて外部レビュアーの協力を得ることがあります。

公正で透明な選考を行う観点から、JST の規定に基づき、下記に示す利害関係者は評価に加わらないようにしています。

- a. 提案者と親族関係にある者
- b. 提案者と大学、国研等の研究機関において同一の学科、研究室等又は同一の企業に所属している者
- c. 提案者と緊密な共同研究を行う者  
(例えば、共同研究事業の遂行、共著研究論文の執筆、同一目的の研究メンバー、あるいは提案するプロジェクトの研究分担者等、提案者と実質的に同じ研究グループに属していると考えられる者)
- d. 提案者と密接な師弟関係あるいは直接的な雇用関係にある者
- e. 提案者のプロジェクトと直接的な競争関係にある者
- f. その他 JST が利害関係者と判断した場合

### 3. 選考にあたっての主な評価項目

選考にあたっては、以下のような観点を重視しながら、「Ⅱ. 募集・選考にあたっての領域総括の考え方」（7～8 ページ）及び「Ⅲ. 研究開発領域の概要」（9～15 ページ）、本領域の目標達成に向けた必要性、テーマ間のバランスを含め、総合的に検討した上で判断します。

（研究開発領域の目標への貢献）

- a. 研究開発領域の趣旨を踏まえた提案であり、プロジェクトの成果が領域の目標の達成への貢献が期待できる。

（問題認識・ビジョン）

- b. 解決すべき私的な空間・関係性の具体的な問題とその社会的背景や原因、ボトルネックが適切に提示されている。
- c. どのような安全・安心な暮らしを目指しているのか、そのビジョンが明確かつ適切である。
- d. 関連する国内外の研究開発や、RISTEX における研究開発など、類似の取り組みの動向を整理した上で、プロジェクトの意義が述べられている。

（アウトカム）

- e. 目指す目標がアウトカムも含めて適切に設定されている。

（計画）

- f. 目標の達成に向けて妥当な研究開発計画となっている。
- g. 多様な関与者からフィードバックを受ける計画になっている。また、研究開発の節目において、公表等を行い外部から適切に意見を収集改善すべき点を是正できる計画になっている。
- h. 社会実装可能なフィールドと協力体制が築かれている。

（実現性、実行性）

- i. 研究提案者は、プロジェクト遂行のための実績を有している。構想の実現に必要な手がかりを得られている。スケジュール（マイルストーン：目標達成に向けて節目となる行程や指標）が適切に設定されている。

（実施体制）

- j. 適切な実施体制である。研究グループは構想の実現のため必要であり、目標の達成のため大きく貢献できる十分な連携体制が構築されている。
- k. 多様な関与者の参画があり、研究開発終了後の発展も視野にその協働の方法が示されている。

（研究費の妥当性）

- l. 構想を実現する上で予算規模や予算配分が適切である。

（プロジェクト・マネジメント）

- m. プロジェクト・マネジメントが期待できる。

n. 他の研究開発プロジェクトとの連携が期待できる。

(成果やその一般性)

o. 得られる成果は立法府・行政府における制度等の立案のエビデンスとして明確かつ有効な内容となっている。

p. プロジェクトから創出しようとする成果が、将来的に他の地域や組織等への展開、あるいは他の事象への横断的な展開が可能である等、広く社会一般に活用できるものである。

(プロジェクト終了後の持続可能性)

q. プロジェクト終了後の成果の普及・展開の道筋が、プロセス、実施主体、経済的な持続性・効率性、コミュニティの構成員のニーズ等の観点から明確に示されている。

(加点要素) 以下の点についても、加点要素として評価の対象とします。

r. 発見・介入しづらい空間・関係性への配慮が行き届いた適切なアプローチである。

※提案書の各様式に不備がある場合には、審査対象とならない可能性があります。

※研究開発費の「不合理な重複」ないし「過度の集中」にあたるかどうかも選考の要素となります。詳しくは、「VI. 3. 不合理な重複・過度の集中に対する措置」(28～30 ページ)を参照してください。

## V. 社会技術研究開発における研究開発の推進方法

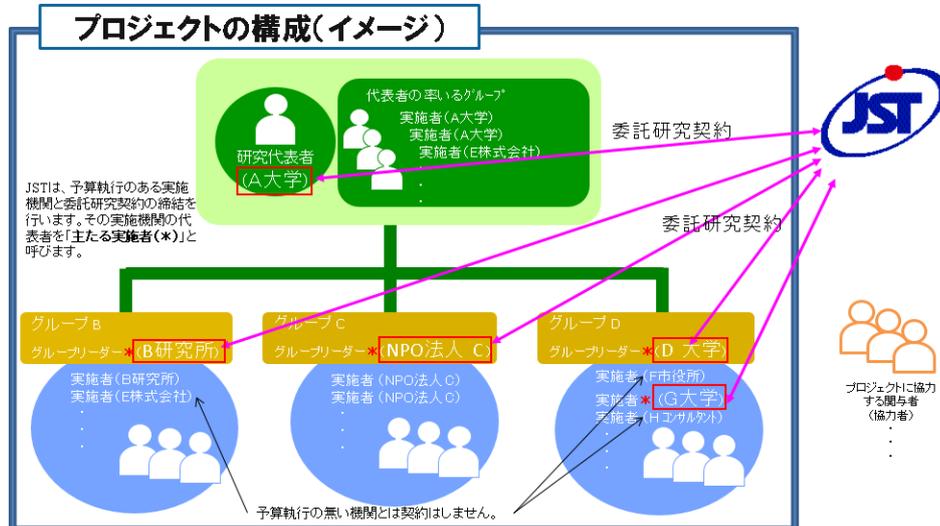
### 1. 実施計画

- (1) 採択後、研究代表者には、プロジェクトの全実施期間を通じた「全体研究開発計画書」を、また、年度毎に「年次研究開発計画書」を作成します。研究開発計画には、研究開発費や研究開発実施体制が含まれます。
- (2) 研究開発計画（全体研究開発計画書及び年次研究開発計画書）は、領域総括の承認を経て決定します。領域総括は領域アドバイザーの助言を踏まえ、研究代表者との意見交換、日常のプロジェクトの進捗把握、サイトビジット等の現地調査、研究開発計画に対する助言や調整、必要に応じて研究代表者に対する指示を行います。
- (3) 領域総括は、本領域全体の目的達成等のため、プロジェクトの計画の決定にあたって、プロジェクト間の調整を行う場合があります。

※研究開発計画で定める研究実施体制および研究開発費は、領域総括による領域のマネジメント、本事業全体の予算状況等に応じ、研究開発期間の途中で見直しされることがあります。

### 2. 実施体制

- (1) 研究代表者を中心として研究開発活動を進めます。研究代表者には、構想を実現するために、問題解決に取り組む人々と研究代表者とが協働する集団（グループ：数名～20名程度）を編成し、研究開発を実施します。
- (2) プロジェクトには、研究代表者の所属する機関の実施者のみならず、他の機関に所属する実施者を含めることも可能です。
- (3) JSTは、研究代表者や他の主たる実施者の所属する機関等と委託研究契約を締結します（主たる実施者とは、実施者のうち、研究代表者と異なる機関に所属する実施者を代表する方を指します）。
- (4) 研究開発推進上の必要性に応じて、新たに実施者（あるいはその補助者等）を研究開発費の範囲内で雇用し、プロジェクトに参加させることが可能です。



### 3. 実施拠点

実施者の所属する機関を拠点として実施することを原則とします。

### 4. 委託研究契約

- (1) 採択後、原則として JST は研究代表者及び主たる実施者の所属する機関との間で委託研究契約を締結します。
- (2) 実施機関との委託研究契約が締結できない場合、公的研究費の管理・監査に必要な体制等が整備できない場合、また、財務状況が著しく不安定である場合には、当該実施機関では研究開発が実施できないことがあります。詳しくは、「6. 実施機関の責務等」(22～23 ページ)を参照してください。
- (3) 研究開発により生じた特許等の知的財産権は、委託研究契約に基づき、産業技術力強化法第 19 条(日本版パイ・ドール条項)に掲げられた事項を実施機関が遵守すること等を条件として、原則として実施機関に帰属します。ただし、海外の実施機関に対しては適用されません。

#### (補足) 委託事業と補助事業の違い

本事業は JST が機関と委託研究契約を締結することにより実施する「委託事業」です。「委託事業」とは、本来、国等(本事業においては JST)が行うべき事業について、国等が自ら実施するよりも大学・企業等他の主体が実施した方がより大きな効果が得られると思われる場合に、契約により他の主体に実施を委ねることです。この場合、受託者は委託研究契約及び委託研究契約事務処理説明書に基づき受託業務を適正に実施する義務があり、委託者はその実施状況を確認します。

これに対し「補助事業」とは、本来大学・企業等が実施している事業について、一定の公共性が認められる場合に申請に基づき国等がその経費の一部を負担するものです。この場合、補助金の交付を受けた側が主体的に事業を実施します。

### 5. 研究代表者及び主たる実施者の責務

- (1) 研究代表者や主たる実施者は、JST の研究開発費が国民の貴重な税金で賄われていることを十分に認識し、公正かつ効率的に執行する責務があります。
- (2) 研究代表者や主たる実施者には、提案したプロジェクトが採択された後、JST が実施する説明会等を通じて、次に掲げる事項を遵守することを確認していただき、あわせてこれらを確認したとする文書を JST に提出していただきます。
  - a. 募集要項等の要件を遵守する。
  - b. 研究(開発)上の不正行為(捏造、改ざんおよび盗用)や不正使用等を行わない。
  - c. 研究(開発)上の不正行為(捏造、改ざんおよび盗用)を未然に防止するために JST が指定する研究倫理教材(CITI Japan e-ラーニングプログラム)を受講し修

了するとともに、参画する実施者等に対しても履修修了義務について周知し、内容を理解してもらうことを約束する。

また、上記c.項の研究倫理教材の修了がなされない場合には、修了が確認されるまでの期間、研究開発費の執行を停止することがありますので、ご留意ください。

(3) 研究代表者および実施者は、研究上の不正行為（捏造、改ざんおよび盗用）を未然に防止するためにJSTが指定する研究倫理教材（CITI Japan e-ラーニングプログラム）を修了することになります。

(4) プロジェクトの推進及び管理等

自らのプロジェクトの推進上必要なマネジメントや成果等について、全体の責任を負っていただきます。プロジェクト内の役割分担や責任体制を明確にした上で、プロジェクトの着実な推進や統一的な成果の取りまとめに向けて、主導的役割を果たすとともに、JST（領域総括を含む）に対する所要の計画書や報告書等の提出、評価等への対応など行っていただきます。また、領域総括が随時求める研究開発の進捗に関する報告などにも対応していただきます。

(5) 研究開発費の管理

研究代表者には、プロジェクト全体の研究開発費の管理（支出計画と進捗等）を実施機関とともに適切に行っていただきます。また同様に主たる実施者にも、自身の研究開発グループの研究開発費の管理を実施機関とともに適切に行っていただきます。

(6) プロジェクトで雇用される実施者への配慮について

実施者、特に研究開発費で雇用する実施者の研究開発の環境や勤務環境・条件に配慮してください。

(7) 領域活動への参画

領域目標の達成に向けて、領域活動（合宿やシンポジウムを含むイベント）やプロジェクト横断型の取り組みへ積極的に参加していただきます。

(8) 研究開発成果のアウトリーチ活動について

国費による研究開発であることから、国内外での研究開発成果の発表を積極的に行ってください。プロジェクトの実施に伴い、得られた成果を新聞・雑誌での著作、論文等で発表する場合は、戦略的創造研究推進事業（社会技術研究開発）の成果である旨の記述を行ってください。併せて、JSTが国内外で主催や後援するワークショップやシンポジウムに参加し、成果を発表してください。

また、RISTEXの構築する「社会の問題解決に取り組む関与者と研究者が協働するための人的ネットワーク」に参画いただき、情報の発信・共有、ワークショップやシンポジウムの企画・開催等にご協力いただきます。

(9) JSTと実施機関との間の契約およびJSTの諸規定等に従っていただきます。

(10) 本事業の評価、JSTによる経理の調査、国の会計検査、その他監査等に対応していただきます。

(11) 研究開発領域の評価（中間、事後）やプロジェクトの終了後一定期間を経過した

後に行われる追跡調査に際して、情報提供やインタビュー等への対応をお願いします。

## 6. 実施機関の責務等

実施機関は、研究開発を実施する上で、委託研究費の原資が公的資金であることを十分認識し、関係する法令等を遵守するとともに、研究開発を効率的に実施するよう努めなければなりません。以下に掲げられた責務が果たせない実施機関における研究開発の実施は認められませんので、応募に際しては、研究開発の実施を予定している実施機関の事前承諾を確実に得てください。

- (1) 実施機関は、原則として JST が提示する内容で研究契約を締結しなければなりません。また、委託研究契約書<sup>5</sup>、委託研究契約事務処理説明書、研究開発計画書に従って研究開発を適正に実施する義務があります。研究契約が締結できない場合、もしくは当該実施機関での研究開発が適正に実施されないと判断される場合には、当該実施機関における研究開発の実施は認められません。
- (2) 実施機関は、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）（平成 19 年 2 月 15 日文科科学大臣決定/平成 26 年 2 月 18 日改正）」に基づき、実施機関の責任において公的研究費の管理・監査の体制を整備した上で、委託研究費の適正な執行に努める必要があります。また、実施機関は公的研究費の管理・監査に係る体制整備等の実施状況を定期的に文科科学省へ報告するとともに、体制整備等に関する各種調査に対応する義務があります。（VI. 6. 「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」について（32～33 ページ）  
[http://www.mext.go.jp/a\\_menu/kansa/houkoku/1343904.htm](http://www.mext.go.jp/a_menu/kansa/houkoku/1343904.htm)
- (3) 実施機関は、「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン（平成 26 年 8 月 26 日文科科学大臣決定）」に基づき、実施機関の責任において必要な規程や体制を整備した上で、不正行為の防止に努める必要があります。また、実施機関は当該ガイドラインを踏まえた体制整備等に関する各種調査に対応する義務があります。（VI. 6. 「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」について（32～33 ページ）  
[http://www.mext.go.jp/b\\_menu/houdou/26/08/1351568.htm](http://www.mext.go.jp/b_menu/houdou/26/08/1351568.htm)
- (4) 実施機関は、研究開発実施者に対して、上記記載のガイドラインの内容を十分認識させるとともに、JST が定める研究倫理に係る教材を修了させる義務があります。
- (5) 実施機関は、研究開発費の執行にあたって、柔軟性に配慮しつつ、実施機関の規程に従って適切に支出・管理を行うとともに、JST が定める委託研究契約事務処理説明書等により、本事業特有のルールを設けている事項については当該ルールに従う必要があります（科学研究費補助金を受給している実施機関は、委託研究費の用途に関して事務処理説明書に記載のない事項について、実施機関における科学研究費補助金の

<sup>5</sup> 最新の委託研究契約書の雛型については、以下の URL をご参照ください。

<http://www.jst.go.jp/contract/index2.html>

取扱いに準拠することが可能です)。

- (6) 実施機関は、委託研究の実施に伴い発生する知的財産権が実施機関に帰属する旨の契約を研究開発実施者と取り交わす、または、その旨を規定する職務規定を整備する必要があります。特に実施機関と雇用関係のない学生が研究開発実施者となる場合は、当該学生が発明者となり得ないことが明らかな場合を除き、本研究開発の実施の過程で当該学生が行った発明(考案等含む)に係る知的財産権が実施機関に帰属するよう、あらかじめ当該学生と契約を締結する等の必要な措置を講じておく必要があります。なお、知的財産権の承継の対価に関する条件等について、発明者となる学生に不利益が生じないよう配慮した対応を行うこととしてください。

また、当該知的財産権について、移転または専用実施権等の設定等を行う場合は、原則として事前に JST の承諾を得る必要がある他、出願・申請、設定登録、実施、放棄を行う場合は、JST に対して所要の報告を行う義務があります。

- (7) 実施機関は、JST による経理の調査や国の会計検査等に対応する義務があります。
- (8) 実施機関は、事務管理体制及び財務状況等に係る調査等により JST が指定する場合は、委託研究費の支払い方法の変更や研究開発費の縮減等の措置に従う必要があります。
- (9) 実施機関が、国もしくは地方自治体の機関である場合、当該機関が委託研究契約を締結するに当たっては、実施機関の責任において委託研究契約開始までに必要となる予算措置等の手続きを確実に実施しなければなりません。万が一、契約締結後に必要な手続きの不履行が判明した場合、委託研究契約の解除、委託研究費の返還等の措置を講じる場合があります。
- (10) 研究開発活動の不正行為を未然に防止する取り組みの一環として、JST は、新規採択の研究開発プロジェクトに参画し、かつ実施機関に所属する実施者に対して、研究倫理に関する教材の履修および修了を義務付けることとしました(受講等に必要手続き等は JST で行います)。実施機関は対象者が確実に受講・修了するよう対応ください。これに伴い JST は、当該実施者が JST の督促にもかかわらず定める修了義務を果たさない場合は、委託研究費の全部又は一部の執行停止を実施機関に指示します。指示に従って研究開発費の執行を停止するほか、指示があるまで、研究開発費の執行を再開しないでください。
- (11) 研究開発の適切な実施や研究開発成果の活用等に支障が生じないよう知的財産権の取扱いや秘密保持等に関して、JST との委託研究契約に反しない範囲で参画機関との間で共同研究契約を締結するなど、必要な措置を講じてください。

## 7. 研究開発費

JST は委託研究契約に基づき、研究開発費(直接経費)に間接経費(直接経費の 30 %が上限)を加え、委託研究費として実施機関に支払います。

(1) 研究開発費（直接経費）

研究開発費（直接経費）とは、プロジェクトの実施に直接必要な経費であり、以下の用途に支出することができます。

	項目	支出対象及び留意点
直接経費	物品費	新たに設備（※）・備品・消耗品等を購入するための経費
	旅費	研究代表者・主たる実施者や研究計画書記載の実施者等の旅費、当該研究の遂行に直接的に必要な招聘旅費等
	人件費・謝金	人件費：実施者（研究代表者・主たる実施者を除く）の人件費 謝金：講演依頼謝金等
	その他	研究成果発表費用（論文投稿料等）、機器リース費用、運搬費等

※ 以下の経費は研究開発費（直接経費）として支出できません。

- ・本プロジェクトの目的に合致しないもの
- ・間接経費による支出が適当と考えられるもの

※ JST では、委託研究契約書や委託研究契約事務処理説明書、府省共通経費取扱区分表等により、一部の項目について、本事業特有のルール・ガイドラインを設けています。また、大学等（大学、公的研究機関、公益法人等で JST が認めるもの）と企業等（主として民間企業等の大学等以外の研究機関）では、取扱いが異なる場合があります。詳しくは JST ホームページ (<http://www.jst.go.jp/contract/index2.html>) に掲載されている「委託研究契約事務処理説明書」をご覧ください。

(2) 間接経費

間接経費とは、研究開発の実施に伴う研究機関の管理等に必要な経費であり、原則として研究開発費（直接経費）の 30% を上限として措置されます。実施機関は、「競争的資金の間接経費の執行に係る共通指針」（平成 13 年 4 月 20 日 競争的資金に関する関係府省連絡会申し合わせ/平成 26 年 5 月 29 日改正）に則り、間接経費の使用にあたり、使用に関する方針等を作成の上、計画的かつ適正に執行するとともに、用途の透明性を確保する必要があります。

(3) 複数年度契約と繰越制度

JST では、研究成果の最大化に向けた研究開発費のより効果的・効率的な使用および不正防止の観点から、委託研究費の繰越や年度を跨る調達契約等が可能となるよう委託研究契約を複数年度契約としています。

なお、繰越制度に関しては、大学等と企業等とで取扱いが異なるほか、実施機関の事務管理体制等により複数年度契約および繰越が認められない場合があります。

(4) 府省共通経費取扱区分表について

本事業では、競争的資金において共通して使用することになっている府省共通経費取扱区分表に基づき、費目構成を設定していますので、経費の取扱いについては以下の府省共通経費取扱区分表を参照してください。

[http://www.mext.go.jp/a\\_menu/shinkou/hojyo/1311601.htm](http://www.mext.go.jp/a_menu/shinkou/hojyo/1311601.htm)

## 8. 海外の機関に所属する方が主たる実施者として参加する場合

次の条件を満たす場合に、海外の実施機関に所属している方が海外の機関を拠点に実施者としてプロジェクトに参加することが可能です（研究代表者は、国内の研究機関に所属することが求められます。「I. 6. 応募の要件等」（4 ページ）を参照してください）。これらの責務が果たせない実施機関における研究開発の実施は認められませんので、応募に際しては、研究開発の実施を予定している実施機関の事前承諾を確実に得てください。

- a. 研究代表者の構想を実現する上で必要不可欠と判断され、海外の機関でなければ実施が困難（不可能）であること。

なお、希望される場合は、提案書（様式 9）に海外での実施が必要な理由を記載してください。

- b. 実施機関は、原則として JST が提示する内容で研究契約を締結しなければなりません（間接経費は直接経費の 30%以内となります）。また、研究契約書、研究開発計画書に従って研究開発を適正に実施する義務があります。研究契約が締結できない場合、もしくは当該実施機関での研究開発が適切に実施されないと判断される場合には、当該実施機関における研究開発の実施は認められません。
- c. 実施機関は、研究契約および JST が別に指針等を指定する場合は当該指針等に基づき、実施機関の責任において適切に研究開発費の支出・管理等を行うとともに、研究開発費の支出内容を表す経費明細（国内機関の場合の収支簿に相当）を英文で作成して提出する義務があります。また、実施機関は、契約期間中であっても JST の求めに応じて執行状況等に係る各種調査に対応する必要があります。
- d. 実施機関は、研究開発の実施に伴い発生する知的財産権を JST へ無償譲渡する必要があります（海外機関に対しては、産業技術力強化法第 19 条（日本版バイ・ドール条項）適用されません）。

※経済産業省が公表している「外国ユーザーリスト<sup>6</sup>」に掲載されている機関など、安全保障貿易管理の観点から、JST が研究契約を締結すべきでない判断する場合があります。

---

<sup>6</sup> 経済産業省は、貨物や技術が大量破壊兵器等の開発等に用いられるおそれがある場合を示すため「外国ユーザーリスト」を公表しています。

<http://www.meti.go.jp/policy/anpo/index.html>

## VI. 応募に際しての注意事項

本章の一部は、競争的資金・公的研究費の公募要領で示すべきとされる共通的な注意事項について、一般的な用語を用いて記載しています。文中で使用される「研究」、「研究者」、「研究課題」、「研究機関」には、それぞれ本事業における「研究開発」、「研究開発実施者」、「研究開発プロジェクト」、「実施機関」が含まれるものとしてお読みください。

- 本章の注意事項に違反した場合、その他何らかの不適切な行為が行われた場合には、採択の取り消し又は研究の中止、研究費等の全部または一部の返還、並びに事実の公表の措置を取ることがあります。
- 関係法令・指針等に違反し、研究を実施した場合には、研究費の配分の停止や、研究費の配分決定を取り消すことがあります。

### 1. 研究倫理教育に関するプログラムの受講・修了について

提案者は、研究倫理教育に関するプログラムを修了していることが応募要件となります。修了していることが確認できない場合は、応募要件不備とみなしますのでご注意ください（主たる実施者については、申請時の受講・修了は必須とはしません）。

研究倫理教育に関するプログラムの受講と修了済み申告の手続きは以下の(1)～(2)のいずれかにより行ってください。e-Rad での入力方法は 61 ページをご覧ください。

#### (1) 所属機関におけるプログラムを修了している場合

所属機関で実施している e-ラーニングや研修会等の各種研究倫理教育に関するプログラム (CITI Japan e-ラーニングプログラムを含む) を申請時点で修了している場合は、e-Rad の応募情報入力画面で、修了していることを申告してください。

#### (2) 所属機関におけるプログラムを修了していない場合（所属機関においてプログラムが実施されていない場合を含む）

##### a. 過去に JST の事業等において CITI Japan e-ラーニングプログラムを修了している場合

JST の事業等において、CITI Japan e-ラーニングプログラムを申請時点で修了している場合は、e-Rad の応募情報入力画面で、修了していることを申告してください。

##### b. 過去に JST に応募する際に CITI Japan e-ラーニングプログラムダイジェスト版を受講、修了している場合

e-Rad の応募情報入力画面で、修了していることを申告してください。

##### c. 上記 a.、b. 以外の場合

所属機関において研究倫理教育に関するプログラムが実施されていない等、所属機関で研究倫理教育に関するプログラムを受講することが困難な場合は、JSTを通じてCITI Japan e-ラーニングプログラムダイジェスト版を受講することができます。受講にあたっては、下記 URL から受講登録を行ってください。

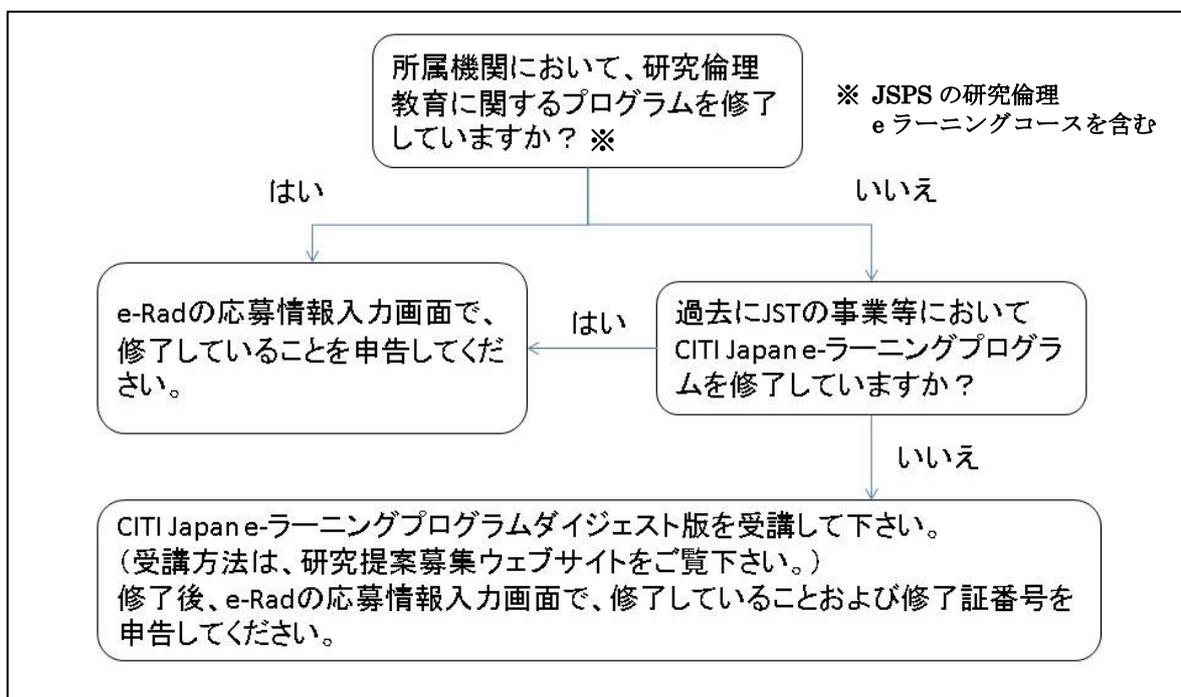
(<https://edu.citiprogram.jp/jstshinsei.html>)

受講登録および受講にかかる所要時間はおおむね1～2時間程度で、費用負担は必要ありません。受講登録後速やかに受講・修了した上で、e-Radの応募情報入力画面で、修了していることおよび修了証に記載されている修了証番号（修了年月日の右隣にあるRef#）を申告してください。

■研究倫理教育に関するプログラムの内容についての相談窓口

国立研究開発法人科学技術振興機構 監査・法務部 研究公正課

E-mail: ken\_kan@jst.go.jp



研究倫理教育に関するプログラムの受講と修了申告フローチャート

なお、JSTでは、参画する実施者等に対して、「CITI Japan e-ラーニングプログラム」の指定7単元を受講・修了していただくことを義務づけております。平成29年度においても同様の対応を予定しておりますので、採択の場合は、原則として全ての実施者に受講・修了していただきます（ただし、所属機関やJSTの事業等において、既にCITI Japan e-ラーニングプログラムのJST指定の7単元を修了している場合を除きます）。

## 2. 提案書記載事項等の情報の取り扱い

### ○ 提案書の取扱い

提案書は、提案者の利益の維持、「独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律」その他の観点から、選考以外の目的に使用しません。応募内容に関する秘密は厳守いたします。詳しくは下記ホームページをご参照ください。

<http://law.e-gov.go.jp/htmldata/H15/H15HO059.html>

### ○ 採択された課題に関する情報の取扱い

採択された個々の課題に関する情報（制度名、研究課題名、所属研究機関名、研究代表者名、予算額および実施期間）については、「独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律」（平成13年法律第140号）第5条第1号イに定める「公にすることが予定されている情報」であるものとします。研究課題の採択にあたり、研究者の氏名、所属、研究課題名、および研究課題要旨を公表する予定です。また、採択課題の研究提案書は、採択後の研究推進のためにJSTが使用することがあります。

### ○ 府省共通研究開発管理システム（e-Rad）からの内閣府への情報提供等

第5期科学技術基本計画（平成28年1月閣議決定）においては、客観的根拠に基づく科学技術イノベーション政策を推進するため、公募型資金について、府省共通研究開発管理システム（e-Rad）への登録の徹底を図って評価・分析を行うこととされており、e-Radに登録された情報は、国の資金による研究開発の適切な評価や、効果的・効率的な総合戦略、資源配分方針等の企画立案等に活用されます。これを受けて、CSTI及び関係府省では、公募型研究資金制度のインプットに対するアウトプット、アウトカム情報を紐付けるため、論文・特許等の成果情報や会計実績のe-Radでの登録を徹底することとしています。

このため、採択された課題に係る各年度の研究成果情報・会計実績情報及び競争的資金に係る間接経費執行実績情報について、e-Radでの入力をお願いします。

研究成果情報・会計実績情報を含め、マクロ分析に必要な情報が内閣府に提供されることとなります。

## 3. 不合理な重複・過度の集中に対する措置

### ○ 「不合理な重複」に対する措置

研究者が、同一の研究者による同一の研究課題（競争的資金が配分される研究の名称及びその内容をいう）に対して、国又は独立行政法人（国立研究開発法人含む）の複数の競争的資金が不必要に重ねて配分される状態であって次のいずれかに該当する場合、本事業において審査対象からの除外、採択の決定の取消し、又は研究費の減額（以下、「採択の決定の取消し等」という）を行うことがあります。

- ・実質的に同一（相当程度重なる場合を含む。以下同じ）の研究課題について、複数の競争的資金に対して同時に応募があり、重複して採択された場合
- ・既に採択され、配分済の競争的資金と実質的に同一の研究課題について、重ねて応募があった場合
- ・複数の研究課題の間で、研究費の用途について重複がある場合
- ・その他これに準じる場合

なお、本事業への応募段階において、他の競争的資金制度等への応募を制限するものではありませんが、他の競争的資金制度等に採択された場合には速やかに募集担当（[boshu@jst.go.jp](mailto:boshu@jst.go.jp)）に報告してください。この報告に漏れがあった場合、本事業において、採択の決定の取消し等を行う可能性があります。

○「過度の集中」に対する措置

本事業に提案された研究内容と、他の競争的資金制度等を活用して実施している研究内容が異なる場合においても、当該研究者又は研究グループ（以下、「研究者等」という）に当該年度に配分される研究費全体が効果的・効率的に使用できる限度を超え、その研究期間内で使い切れない程の状態であって、次のいずれかに該当する場合には、本事業において、採択の決定の取消し等を行うことがあります。

- ・研究者等の能力や研究方法等に照らして、過大な研究費が配分されている場合
- ・当該研究課題に配分されるエフォート（研究者の全仕事時間<sup>7</sup>に対する当該研究の実施に必要なとする時間の配分割合（%））に比べ過大な研究費が配分されている場合
- ・不必要に高額な研究設備の購入等を行う場合
- ・その他これらに準ずる場合

このため、本事業への応募書類の提出後に、他の競争的資金制度等に応募し採択された場合等、記載内容に変更が生じた場合は、速やかに募集担当（[boshu@jst.go.jp](mailto:boshu@jst.go.jp)）に報告してください。この報告に漏れがあった場合、本事業において、採択の決定の取消し等を行う可能性があります。

○不合理な重複・過度の集中排除のための、応募内容に関する情報提供

不合理な重複・過度の集中を排除するために、必要な範囲内で、応募（又は採択課題・事業）内容の一部に関する情報を、府省共通研究開発管理システム（e-Rad）などを通じて、他府省を含む他の競争的資金制度等の担当に情報提供する場合があります。また、他の競争的資金制度等におけるこれらの確認を行うため求められた際に、同様に情報提供を行う場合があります。

---

<sup>7</sup> 研究者の全仕事時間とは、研究活動の時間のみを指すのではなく、教育活動中や管理業務等を含めた実質的な全仕事時間を指します。

- 科学研究費補助金等、国や独立行政法人が運用する競争的資金や、その他の研究助成等を受けている場合（応募中のものを含む）には、研究提案書の様式 8 に従ってその内容（応募・受入状況（制度名）、課題名、実施期間、予算額、エフォート等）を記載していただきます。

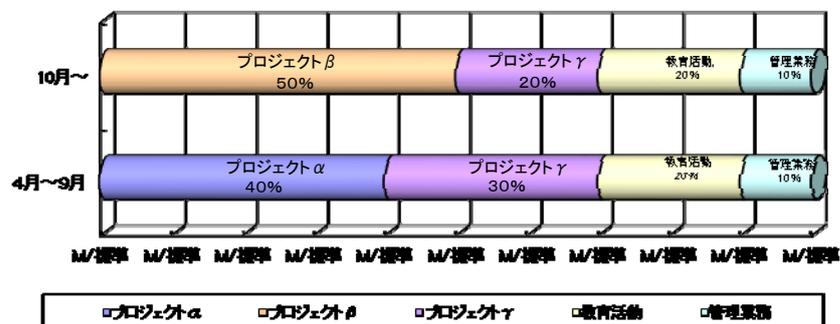
これらの研究提案内容やエフォート(研究充当率)等の情報に基づき、競争的資金等の不合理な重複および過度の集中があった場合、研究提案の不採択、採択取り消し、又は研究費の減額配分とすることがあります。また、これらの情報に関して、事実と異なる記載をした場合も、研究提案の不採択、採択取り消し又は減額配分とすることがあります。

- 上記の、不合理な重複や過度の集中の排除の趣旨等から、国や独立行政法人（国立研究開発法人含む）が運用する、他の競争的資金制度等やその他の研究助成等を受けている場合、および採択が決定している場合、同一課題名または内容で本事業に応募することはできません。

<エフォートの定義について>

- ・ エフォートは「研究に携わる個人が研究、教育、管理業務等の各業務に従事する時間配分」と定義されています。
- ・ 研究者の皆様が課題を申請する際には、当該研究者の「全仕事時間に対する当該研究の実施に必要とする時間の配分割合」を記載していただくことになります。
- ・ なお、この「全仕事時間」には、研究活動にかかる時間のみならず、教育活動や管理業務等にかかる時間が含まれることに注意が必要です。
- ・ したがって、エフォートの値は、研究計画の見直し・査定等に応じて、変更し得ることになります。

例：年度途中でプロジェクトαが打ち切れ、プロジェクトβに採択された場合の全仕事時間の配分状況（この他、プロジェクトγを一年間にわたって実施）



このケースでは、9月末でプロジェクトαが終了（配分率40%）するとともに、10月から新たにプロジェクトβが開始（配分率50%）されたことにより、プロジェクトγのエフォート値が30%から20%に変化することになります。

#### 4. 研究費の不正使用および不正受給に関する措置

実施課題に関する研究費の不正な使用及び不正な受給（以下、「不正使用等」という）が認められた場合以下のとおり厳格に対応します。

(i) 契約の解除等の措置

不正使用等が認められた課題について、委託研究契約の解除・変更を行い、委託費の全部または一部の返還を求めます。また、次年度以降の契約についても締結しないことがあります。

(ii) 申請及び参加<sup>8</sup>の制限等の措置

本事業の研究費の不正使用等を行った研究者（共謀した研究者も含む。（以下、「不正使用等を行った研究者」という））や、不正使用等に関与したとまでは認定されなかったものの善管注意義務に違反した研究者<sup>9</sup>に対し、不正の程度に応じて下記の表のとおり、本事業への申請及び参加の制限措置をとります。

また、他府省及び他府省所管の独立行政法人を含む他の競争的資金制度等<sup>10</sup>の担当に当該不正使用等の概要（不正使用等をした研究者名、事業名、所属機関、研究課題、予算額、研究年度、不正等の内容、講じられた措置の内容等）を提供することにより、他府省を含む他の競争的資金制度において申請及び参加が制限される場合があります。

不正使用及び不正受給への関与による区分	研究費等の不正使用の程度	相当と認められる期間	
不正使用を行った研究者及び共謀した研究者	(1)個人の利益を得るための私的流用	10年	
	(2) (1)以外	①社会への影響が大きく、行為の悪質性も高いと判断されるもの	5年
		② ①及び③以外のもの	2～4年
		③ 社会への影響が小さく、行為の悪質性も低いと判断されるもの	1年
偽りその他不正な手段により競争的資金を受給した研究者及びそれ		5年	

<sup>8</sup> 「申請及び参加」とは、新規課題の提案、応募、申請を行うこと、共同研究者等として新たに研究に参加すること、進行中の研究課題（継続課題）への研究代表者または共同研究者等として参加することを指す。

<sup>9</sup> 「善管注意義務に違反した研究者」とは、不正使用等に関与したとまでは認定されなかったものの、善良な管理者の注意をもって事業を行うべき義務に違反した研究者のことを指す。

<sup>10</sup> 現在、具体的に対象となる制度については次の URL をご覧ください。

[http://www8.cao.go.jp/cstp/compefund/kyoukin28\\_seido\\_ichiran.pdf](http://www8.cao.go.jp/cstp/compefund/kyoukin28_seido_ichiran.pdf)

その他、平成 28 年度以前に終了した制度および平成 29 年度に公募を開始する制度も含まれます。

に共謀した研究者		
不正使用に関与していないが善管注意義務に違反して使用を行った研究者		不正使用を行った研究者の応募制限期間の半分（上限 2 年、下限 1 年、端数切り捨て）

(iii) 不正事案の公表

本事業において、研究費の不正使用等を行った研究者や、善管注意義務に違反した研究者のうち、本事業への申請及び参加が制限された研究者については、当該不正事案等の概要（研究者氏名、事業名、所属機関、研究年度、不正の内容、講じられた措置の内容）について、JST において原則公表することとします。また、当該不正事案の概要（事業名、所属機関、研究年度、不正の内容、講じられた措置の内容）について、文部科学省においても原則公表されます。また「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」においては、調査の結果、不正を認定した場合、研究機関は速やかに調査結果を公表することとされていますので、各機関においては同ガイドラインを踏まえて適切に対応してください。

[http://www.mext.go.jp/a\\_menu/kansa/houkoku/1364929.htm](http://www.mext.go.jp/a_menu/kansa/houkoku/1364929.htm)

**5. 他の競争的資金制度で申請及び参加の制限が行われた研究者に対する措置**

国または独立行政法人が所管している他の競争的資金制度等<sup>11</sup>において、研究費の不正使用等により制限が行われた研究者については、他の競争的資金制度において応募資格が制限されている期間中、本事業への申請及び参加を制限します。

**6. 「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」について**

○ ガイドラインに基づく体制整備について

本事業の応募、研究実施等に当たり、研究機関は、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」（平成 26 年 2 月 18 日改正）<sup>12</sup>の内容について遵守する必要があります。

研究機関においては、上記ガイドラインに基づいて、研究機関の責任の下、研究費の管理・監査体制の整備を行い、研究費の適切な執行に努めていただきますようお願いし

<sup>11</sup> 現在、具体的に対象となる制度については次の URL をご覧ください。

[http://www8.cao.go.jp/cstp/compefund/kyoukin28\\_seido\\_ichiran.pdf](http://www8.cao.go.jp/cstp/compefund/kyoukin28_seido_ichiran.pdf)

その他、平成 28 年度以前に終了した制度および平成 29 年度に公募を開始する制度も含まれます。

<sup>12</sup> 「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」については、以下のホームページをご参照ください。[http://www.mext.go.jp/a\\_menu/kansa/houkoku/1343904.htm](http://www.mext.go.jp/a_menu/kansa/houkoku/1343904.htm)

ます。上記ガイドラインに基づく体制整備状況の調査の結果、文部科学省が機関の体制整備等の状況について不備を認める場合、当該機関に対し、全競争的資金の間接経費削減等の措置が行われることがあります。

○ガイドラインに基づく「体制整備等自己評価チェックリスト」について

本事業の契約にあたり、各研究機関<sup>13</sup>では、標記ガイドラインに基づく研究費の管理・監査体制を整備すること、及びその状況等についての報告書である「体制整備等自己評価チェックリスト」（以下、「チェックリスト」という）を提出することが必要です（チェックリストの提出がない場合、研究実施は認められません）。

このため、下記ホームページの様式に基づいて、委託研究契約締結日までに、研究機関から文部科学省研究振興局振興企画課競争的資金調整室に、府省共通研究開発管理システム（e-Rad）を利用して、チェックリストが提出されていることが必要です。ただし、平成 28 年 4 月以降、別途の機会にチェックリストを提出している場合は、今回新たに提出する必要はありません。チェックリストの提出方法の詳細については、下記文部科学省ホームページをご参照ください。

[http://www.mext.go.jp/a\\_menu/kansa/houkoku/1301688.htm](http://www.mext.go.jp/a_menu/kansa/houkoku/1301688.htm)

※チェックリストの提出にあたっては、e-Rad の利用可能な環境が整っていることが必須となりますので、e-Rad への研究機関の登録手続きを行っていない機関にあつては、早急に手続きをお願いします。登録には通常 2 週間程度を要しますので十分ご注意ください。e-Rad 利用に係る手続きの詳細については、上記ホームページに示された提出方法の詳細とあわせ、下記ホームページをご覧ください。

<http://www.e-rad.go.jp/shozoku/system/index.html>

なお、標記ガイドラインにおいて「情報発信・共有化の推進」の観点を盛り込んでいるため、本チェックリストについても研究機関のホームページ等に掲載し、積極的な情報発信を行っていただくようお願いいたします。

## 7. 「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」について

○ガイドラインに基づく体制整備について

研究機関は、本制度への応募及び研究活動の実施に当たり、「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」（平成 26 年 8 月 26 日文部科学大臣決定、以下「ガイドライン」<sup>14</sup>という）を遵守することが求められます。

標記ガイドラインに基づく体制整備状況の調査の結果、文部科学省が機関の体制整備について不備を認める場合、当該機関に対し、全競争的資金の間接経費削減等の措置

<sup>13</sup> 研究代表者が所属する研究機関のみでなく、研究費の配分を受ける主たる実施者が所属する研究機関も対象となります。

<sup>14</sup> 研究活動における不正行為への対応等に関するガイドラインについては、以下のホームページを参照ください。[http://www.mext.go.jp/b\\_menu/houdou/26/08/1351568.htm](http://www.mext.go.jp/b_menu/houdou/26/08/1351568.htm)

が行うことがあります。

○ガイドラインに基づく取り組み状況に係るチェックリストの提出について

本事業の契約にあたり、各研究機関<sup>15</sup>は、「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」に基づく取組状況に係るチェックリスト（以下「研究不正行為チェックリスト」という）を提出することが必要です（研究不正行為チェックリストの提出がない場合の研究実施は認められません）。

このため、下記ホームページの様式に基づいて、委託契約締結日までに、研究機関から文部科学省科学技術・学術政策局人材政策課研究公正推進室に、府省共通研究開発管理システム（e-Rad）を利用して、研究不正行為チェックリストが提出されていることが必要です。ただし、平成 29 年 4 月以降、別途の機会の研究不正行為チェックリストを提出している場合は、今回新たに提出する必要はありません。研究不正行為チェックリストの提出方法の詳細については、下記文部科学省 HP を御覧ください。

[http://www.mext.go.jp/a\\_menu/jinzai/fusei/1374697.htm](http://www.mext.go.jp/a_menu/jinzai/fusei/1374697.htm)

※チェックリストの提出にあたっては、e-Rad の利用可能な環境が整っていることが必須となりますので、十分に御注意ください。e-Rad 利用に係る手続きの詳細については、下記ホームページをご覧ください。

<http://www.e-rad.go.jp/shozoku/system/index.html>

○ガイドラインに基づく研究活動における不正行為に対する措置について

本事業において、研究活動における特定不正行為があった場合、以下のとおり厳格に対応します。

(i) 契約の解除等の措置

本事業の研究課題において、特定不正行為（捏造、改ざん、盗用）が認められた場合、事案に応じて、委託契約の解除・変更を行い、委託費の全部または一部の返還を求めます。また、次年度以降の契約についても締結しないことがあります。

(ii) 申請及び参加資格制限の措置

本事業による研究論文・報告書等において、特定不正行為に関与した者や、関与したとまでは認定されなかったものの当該論文・報告書等の責任者としての注意義務を怠ったこと等により、一定の責任があると認定された者に対し、特定不正行為の悪質性等や責任の程度により、下記の表のとおり、本事業への申請及び参加資格の制限措置を講じます。

---

<sup>15</sup> 研究代表者が所属する研究機関のみでなく、研究費の配分を受ける主たる実施者が所属する研究機関も対象となります。

また、申請及び参加資格の制限措置を講じた場合、文部科学省及び文部科学省所管の独立行政法人が配分する競争的資金制度等（以下「文部科学省関連の競争的資金制度等」という）の担当、他府省及び他府省所管の独立行政法人が配分する競争的資金制度（以下「他府省関連の競争的資金制度」という）の担当 に情報提供することにより、文部科学省関連の競争的資金制度等及び他府省関連の競争的資金制度において、同様に、申請及び参加が制限される場合があります。

特定不正行為に係る応募制限の対象者		特定不正行為の程度	応募制限期間（不正が認定された年度の翌年度から <sup>16)</sup>	
特定不正行為に関与した者	1. 研究の当初から特定不正行為を行うことを意図していた場合など、特に悪質な者		10年	
	2. 特定不正行為があった研究に係る論文等の著者	当該論文等の責任を負う著者（監修責任者、代表執筆者又はこれらのもと同等の責任を負うと認定されたもの）	当該分野の研究の進展への影響や社会的影響が大きく、又は行為の悪質性が高いと判断されるもの	5～7年
			当該分野の研究の進展への影響や社会的影響が小さく、又は行為の悪質性が低いと判断されるもの	3～5年
		上記以外の著者		2～3年
	3. 1及び2を除く特定不正行為に関与した者		2～3年	
特定不正行為に関与していないものの、特定不正行為のあった研究に係る論文等の責任を負う著者（監修責任者、代表執筆者又はこれらの者と同等の責任を負うと認定された者）		当該分野の研究の進展への影響や社会的影響が大きく、又は行為の悪質性が高いと判断されるもの	2～3年	
		当該分野の研究の進展への影響や社会的影響が小さく、又は行為の悪質性が低いと判断されるもの	1～2年	

(iii) 競争的資金制度等及び基盤的経費で申請及び参加資格の制限が行われた研究者に対する措置

<sup>16)</sup> 特定不正行為が認定された当該年度についても、参加を制限します。

文部科学省関連の競争的資金制度等や国立大学法人、大学共同利用機関法人及び文部科学省所管の独立行政法人に対する運営費交付金、私学助成金等の基盤的経費、他府省関連の競争的資金制度による研究活動の不正行為により申請及び参加資格の制限が行われた研究者については、その期間、本事業への申請及び参加資格を制限します。

(iv) 不正事案の公表

本事業において、研究活動における不正行為があった場合、当該不正事案等の内容（研究者氏名、事業名、所属機関、研究年度、不正の概要、講じられた措置の内容）について、JSTにおいて原則公表することとします。また、当該事案の概要（不正事案名、不正行為の種別、不正事案の研究分野、不正行為が行われた経費名称、不正事案の内容、研究機関が行った措置、配分機関が行った措置等）について、文部科学省においても原則公表されます。また、標記ガイドラインにおいては、不正を認定した場合、研究機関は速やかに調査結果を公表することとされていますので、各機関において適切に対応してください。

[http://www.mext.go.jp/a\\_menu/jinzai/fusei/1360483.htm](http://www.mext.go.jp/a_menu/jinzai/fusei/1360483.htm)

## 8. 研究倫理教育及びコンプライアンス教育の履修義務について

本事業への研究課題に参画する研究者等は、「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」において求められている研究活動における不正行為を未然に防止するための研究倫理教育及び「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン」にて求められているコンプライアンス教育を受講することになります。

提案した研究課題が採択された後、委託研究契約の締結手続きの中で、研究代表者および個人研究者は、本事業への研究課題に参画する研究者等全員が研究倫理教育及びコンプライアンス教育を受講し、内容を理解したことを確認したとする文書を提出することが必要です。

## 9. 人権の保護及び法令等の遵守への対応について

研究構想を実施するにあたって、相手方の同意・協力を必要とする研究、個人情報取り扱いの配慮を必要とする研究、生命倫理・安全対策に対する取組を必要とする研究等法令等に基づく手続きが必要な研究が含まれている場合には、研究機関内外の倫理委員会の承認を得る等必要な手続きを行ってください。また、海外における実地の研究活動や海外研究機関との共同研究を行う際には、関連する国の法令等を事前に確認し、遵守してください。

特に、ライフサイエンスに関する研究について、各府省が定める法令等の主なものは以下のとおりです（改正されている場合がありますので、最新版をご確認ください）。このほかにも研究内容によって法令等が定められている場合がありますので、ご注意ください。関係法令・指針等に違反し、研究を実施した場合には、研究費の配分の停止や、

研究費の配分決定を取り消すことがあります。

- ・ ヒトに関するクローン技術等の規制に関する法律（平成 12 年法律第 146 号）
- ・ 特定胚の取扱いに関する指針（平成 13 年文部科学省告示第 173 号）
- ・ ヒト E S 細胞の樹立及び分配に関する指針（平成 21 年文部科学省告示第 156 号）
- ・ ヒト E S 細胞の使用に関する指針（平成 21 年文部科学省告示第 157 号）
- ・ ヒトゲノム・遺伝子解析研究に関する倫理指針（平成 13 年文部科学省・厚生労働省・経済産業省告示第 1 号）
- ・ 疫学研究に関する倫理指針（平成 14 年文部科学省・厚生労働省告示第 2 号）
- ・ 遺伝子治療臨床研究に関する指針（平成 14 年文部科学省・厚生労働省告示第 1 号）
- ・ 臨床研究に関する倫理指針（平成 15 年厚生労働省告示第 255 号）
- ・ 手術等で摘出されたヒト組織を用いた研究開発の在り方について（平成 10 年厚生科学審議会答申）
- ・ 医薬品の臨床試験の実施の基準に関する省令（平成 9 年厚生省令第 28 号）
- ・ 遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律（平成 15 年法律第 97 号）
- ・ 人を対象とする医学系研究に関する倫理指針（平成 26 年文部科学省・厚生労働省告示第 3 号）
- ・ 遺伝資源へのアクセスや利益配分に係る各国の法律

なお、文部科学省における生命倫理及び安全の確保について、詳しくは下記ホームページ（ライフサイエンスの広場「生命倫理・安全に対する取組」）をご参照ください。<http://www.lifescience.mext.go.jp/bioethics/index.html>

研究開発等の計画上、相手方の同意・協力や社会的コンセンサスを必要とする研究開発又は調査を含む場合には、人権及び利益の保護の取扱いについて、必ず応募に先立って適切な対応を行ってください。

## 10. 安全保障貿易管理について（海外への技術漏洩への対処）

- 研究機関では多くの最先端技術が研究されており、特に大学では国際化によって留学生や外国人研究者が増加する等により、先端技術や研究用資材・機材等が流出し、大量破壊兵器等の開発・製造等に悪用される危険性が高まっています。そのため、研究機関が当該委託研究を含む各種研究活動を行うにあたっては、軍事的に転用されるおそれのある研究成果等が、大量破壊兵器の開発者やテロリスト集団等、懸念活動を行うおそれのある者に渡らないよう、研究機関による組織的な対応が求められます。
- 日本では、外国為替及び外国貿易法（昭和 24 年法律第 228 号）（以下「外為法」という）に基づき輸出規制（※）が行われています。したがって、外為法で規制さ

れている貨物や技術を輸出（提供）しようとする場合は、原則として、経済産業大臣の許可を受ける必要があります。外為法をはじめ、各府省が定める法令・省令・通達等を遵守してください。関係法令・指針等に違反し、研究を実施した場合には、研究費の配分の停止や、研究費の配分決定を取り消すことがあります。

※ 現在、我が国の安全保障輸出管理制度は、国際合意等に基づき、主に①炭素繊維や数値制御工作機械等ある一定以上のスペック・機能を持つ貨物（技術）を輸出（提供）しようとする場合に、原則として、経済産業大臣の許可が必要となる制度（リスト規制）と②リスト規制に該当しない貨物（技術）を輸出（提供）しようとする場合で、一定の要件（用途要件・需用者要件又はインフォーム要件）を満たした場合に、経済産業大臣の許可を必要とする制度（キャッチオール規制）の2つから成り立っています。

○ 物の輸出だけではなく技術提供も外為法の規制対象となります。リスト規制技術を外国の者（非居住者）に提供する場合等はその提供に際して事前の許可が必要です。技術提供には、設計図・仕様書・マニュアル・試料・試作品等の技術情報を、紙・電子メール・CD・USBメモリ等の記憶媒体で提供することはもちろんのこと、技術指導や技能訓練等を通じた作業知識の提供やセミナーでの技術支援等も含まれます。外国からの留学生の受入れや、共同研究等の活動の中にも、外為法の規制対象となり得る技術のやりとりが多く含まれる場合があります。

○ 経済産業省等のホームページで安全保障貿易管理の詳細が公開されています。詳しくは以下をご参照ください。

・ 経済産業省：安全保障貿易管理（全般）

<http://www.meti.go.jp/policy/ampo/>

・ 経済産業省：安全保障貿易ハンドブック

<http://www.meti.go.jp/policy/ampo/seminer/shiryo/handbook.pdf>

・ 一般財団法人安全保障貿易情報センター

<http://www.cistec.or.jp/index.html>

・ 安全保障貿易に係る機微技術管理ガイドランス（大学・研究機関用）

[http://www.meti.go.jp/policy/ampo/law\\_document/tutatut07sonota/t07sonota\\_jishukanri03.pdf](http://www.meti.go.jp/policy/ampo/law_document/tutatut07sonota/t07sonota_jishukanri03.pdf)

## 11. 公正な研究活動を目指して

近年の相次ぐ研究不正行為や不誠実な研究活動は、科学と社会の信頼関係を揺るがし、科学技術の健全な発展を阻害するといった憂慮すべき事態を生み出しています。研究不正の防止のために、科学コミュニティの自律的な自浄作用が機能することが求められています。研究者一人ひとりには自らを厳しく律し、崇高な倫理観のもとに新たな知の創造や社会に有用な発明に取り組み、社会の期待にこたえていく必要があります。

科学技術振興機構（JST）は、研究資金の配分機関として、研究不正を深刻に重く受け止め、関連機関とも協力して、社会の信頼回復のために不正防止対策について全力で取り組みます。

1. JST は研究活動の公正性が、科学技術立国を目指すわが国にとって極めて重要であると考えます。
2. JST は誠実で責任ある研究活動を支援します。
3. JST は研究不正に厳正に対処します。
4. JST は関係機関と連携し、不正防止に向けて研究倫理教育の推進や研究資金配分制度の改革などに取り組みます。

私たちは、夢と希望に満ちた明るい未来社会を実現するために、社会の信頼のもとで健全な科学文化を育まねばなりません。引き続き、研究コミュニティや関連機関のご理解とご協力をお願いします。

国立研究開発法人科学技術振興機構  
理事長 濱口 道成

JST の研究倫理の取り組みはこちらをご覧ください。

<http://www.jst.go.jp/researchintegrity/index.html>

## 12. ダイバーシティの推進について

JST では、研究とライフイベント（出産・育児・介護）との両立支援策を実施しています。また、理系女性のロールモデルを公開しています。詳しくは JST ダイバーシティの取り組み (<http://www.jst.go.jp/diversity/index.html>) をご覧ください。

### JST はダイバーシティを推進しています！

科学技術イノベーションをもたらす土壌には「ダイバーシティ（多様性）」が必要です。年齢、性別、国籍を問わず、多様な専門性、価値観等を有する人材が参画し、アイデアを出し合い、共創、共働してこそ新しい世界を拓くことができます。JST は、あらゆる科学技術においてダイバーシティを推進することにより未来社会の課題に取り組み、我が国の競争力強化と心の豊かさの向上に貢献していきます。

現在、女性の活躍が「日本最大の潜在力」として成長戦略の中核に位置づけられています。研究開発においても、女性の参画拡大が重要であり、科学技術イノベーションを支える多様な人材として女性研究者が不可欠です。JST は女性研究者の積極的な応募に期待しています。JST では、従来より実施している「出産・子育て・介護支援制度」について、利用者である研究者の声に耳を傾け、研究復帰可能な環境づくりを図る等、制度の改善にも不断に取り組んでいます。

新規課題の募集と審査に際しては、多様性の観点も含めて検討していきます。

研究者の皆様、積極的なご応募をいただければ幸いです。

国立研究開発法人科学技術振興機構  
理事長 濱口 道成

### みなさまからの応募をお待ちしております

多様性は、自分と異なる考えの人を理解し、相手と自分の考えを融合させて、新たな価値を作り出すためにあるという考えのもと、JST はダイバーシティを推進しています。

JST のダイバーシティは、女性はもちろんのこと、若手研究者と外国人研究者も対象にしています。一人ひとりが能力を十分に発揮して活躍できるよう、研究者の出産、子育てや介護について支援を継続し、また委員会等についてもバランスのとれた人員構成となるよう努めます。幅広い人たちが互いに切磋琢磨する環境を目指して、特にこれまで応募が少なかった女性研究者の方々の応募を歓迎いたします。

みなさまからの積極的な応募をお待ちしております。

国立研究開発法人科学技術振興機構  
副理事 人財部ダイバーシティ推進室長 渡辺美代子

### 13. 若手の博士研究員の多様なキャリアパスの支援について

「文部科学省の公的研究費により雇用される若手博士研究員の多様なキャリアパス支援に関する基本方針」（平成 23 年度 12 月 20 日科学技術・学術審議会人材委員会）において、「公的研究費により若手の博士研究員を雇用する公的研究機関および研究代表者に対して、若手の博士研究員を対象に、国内外の多様なキャリアパスの確保に向けた支援に積極的に取り組む」ことが求められています。これを踏まえ、本公募に採択され、公的研究費（競争的資金その他のプロジェクト研究資金や、大学向けの公募型研究資金）により、若手の博士研究員を雇用する場合には、当該研究員の多様なキャリアパスの確保に向けた支援への積極的な取り組みをお願いします。

また、当該取組への間接経費の活用も検討してください。詳しくは下記ホームページをご参照ください。

[http://www.mext.go.jp/b\\_menu/shingi/gijyutu/gijyutu10/toushin/1317945.htm](http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/gijyutu/gijyutu10/toushin/1317945.htm)

### 14. 社会との対話・協働の推進について

『国民との科学・技術対話』の方針について（基本的取組方針）（平成 22 年 6 月 19 日科学技術政策担当大臣、総合科学技術会議有識者議員）においては、本公募に採択され、1 件当たり年間 3,000 万円以上の公的研究費（競争的資金またはプロジェクト研究資金）の配分を受ける場合には、「国民との科学・技術対話」により、科学技術の優れた成果を絶え間なく創出し、我が国の科学技術をより一層発展させるためには、科学技術の成果を国民に還元するとともに、国民の理解と支持を得て、共に科学技術を推進していく姿勢が不可欠であるとされています。また、これに加えて、第 5 期科学技術基本計画（平成 28 年 1 月 22 日閣議決定）においては、科学技術と社会とを相対するものとして位置付ける従来型の関係を、研究者、国民、メディア、産業界、政策形成者といった様々なステークホルダーによる対話・協働、すなわち「共創」を推進するための関係に深化させることが求められています。これらの観点から、研究活動の内容や成果を社会・国民に対して分かりやすく説明する取組み、多様なステークホルダー間の対話・協働を推進するための取組みが求められています。このことを踏まえ、研究成果に関しての市民講座、シンポジウム及びインターネット上での研究成果の継続的配信、多様なステークホルダーを巻き込んだ円卓会議等の本活動について、積極的に取り組むようお願いします。

（参考）『国民との科学・技術対話』の方針について（基本的取組方針）」

<http://www8.cao.go.jp/cstp/output/20100619taiwa.pdf>

（参考）「第 5 期科学技術基本計画」

<http://www8.cao.go.jp/cstp/kihonkeikaku/5honbun.pdf>

## 15. オープンアクセスについて

JST ではオープンアクセス促進に向けた研究成果の取扱いに関する基本方針を平成 29 年 4 月に発表しました。本方針では、研究成果論文のオープンアクセス化や研究データの保存・管理及び公開について、基本的な考え方を定めています。JST の研究開発実施事業に参加する研究者は、本方針に沿って適切に研究成果を取り扱っていただきます。詳しくは以下のホームページをご参照ください。

<http://www.jst.go.jp/pr/intro/openscience/index.html>

## 16. 研究者情報の researchmap への登録について

researchmap (旧称 Read&Researchmap <http://researchmap.jp/>) は日本の研究者総覧として国内最大級の研究者情報データベースで、登録した業績情報は、インターネットを通して公開することもできます。また、researchmap は、e-Rad や多くの大学の教員データベースとも連携しており、登録した情報を他のシステムでも利用することができるため、研究者の方が様々な申請書やデータベースに何度も同じ業績を登録する必要がなくなります。

researchmap で登録された情報は、国等の学術・科学技術政策立案の調査や統計利用目的でも有効活用されておりますので、本事業実施者は、researchmap に登録くださるよう、ご協力をお願いします。

## 17. 研究設備・機器の共用促進について

「研究成果の持続的創出に向けた競争的研究費改革について（中間取りまとめ）」（平成 27 年 6 月 24 日 競争的研究費改革に関する検討会）においては、そもそもの研究目的を十全に達成することを前提としつつ、汎用性が高く比較的大型の設備・機器は共用を原則とすることが適当であるとされています。

また、「研究組織のマネジメントと一体となった新たな研究設備・機器共用システムの導入について」（平成 27 年 11 月科学技術・学術審議会先端研究基盤部会）にて、大学及び国立研究開発法人等において「研究組織単位の研究設備・機器の共用システム」（以下、機器共用システムという）を運用することが求められています。

これらを踏まえ、本事業により購入する研究設備・機器について、特に大型で汎用性のあるものについては、他の研究費における管理条件の範囲内において、所属機関・組織における機器共用システムに従って、当該研究課題の推進に支障ない範囲での共用、他の研究費等により購入された研究設備・機器の活用、複数の研究費の合算による購入・共用などに積極的に取り組んで下さい。なお、共用機器・設備としての管理と当該研究課題の研究目的の達成に向けた機器等の使用とのバランスを取る必要に留意してください。

また、上述の機器共用システム以外にも、大学共同利用機関法人自然科学研究機構分子科学研究所において全国的な設備の相互利用を目的として実施している「大学連携研究設備ネットワーク事業」や各国立大学において「設備サポートセンター整備事業」等により構築している全学的な共用システムとも積極的に連携を図り、研究組織や研究機関の枠を越えた研究設備・機器の共用を促進してください。

○「研究組織のマネジメントと一体となった新たな研究設備・機器共用システムの導入について」

(平成 27 年 11 月 25 日 科学技術・学術審議会先端研究基盤部会)

[http://www.mext.go.jp/component/b\\_menu/shingi/toushin/\\_icsFiles/afieldfile/2016/01/21/1366216\\_01\\_1.pdf](http://www.mext.go.jp/component/b_menu/shingi/toushin/_icsFiles/afieldfile/2016/01/21/1366216_01_1.pdf)

○「研究成果の持続的創出に向けた競争的研究費改革について（中間取りまとめ）」

(平成 27 年 6 月 24 日 競争的研究費改革に関する検討会)

[http://www.mext.go.jp/b\\_menu/shingi/chousa/shinkou/039/gaiyou/1359306.htm](http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/shinkou/039/gaiyou/1359306.htm)

○競争的資金における使用ルール等の統一について

(平成 27 年 3 月 31 日 競争的資金に関する関係府省連絡会申し合わせ)

<http://www8.cao.go.jp/cstp/compefund/siyouruuru.pdf>

○「大学連携研究設備ネットワーク事業」

<https://chem-eqnet.ims.ac.jp/>



## Ⅶ. 提案公募 Q&A

### 研究倫理教育に関するプログラムの受講について

(研究倫理教育に関するプログラムの内容について)

**Q** 所属機関において実施している研究倫理教育に関するプログラムはどのような内容でなければいけませんか。

**A** 研究倫理教育に関するプログラムは、各研究機関の責任において実施されるものであり、JSTは教材の内容を指定しません。

(参考) 平成27年4月以降に適用される「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」(平成26年8月26日 文部科学大臣決定)では、研究機関においては「研究倫理教育責任者」の設置等により体制整備を図り、機関として教育を実施することが求められ、また、配分機関には、研究倫理教育の受講を確認することが求められています。

なお、上記ガイドラインで求められる内容は、いわゆる論文不正に関するものであり、たとえば、生命倫理や利益相反等に関するものとは別の内容となります。

ご不明な点がございましたら、JST研究公正課にお問い合わせください。

国立研究開発法人科学技術振興機構 監査・法務部 研究公正課  
E-mail: ken\_kan@jst.go.jp

(プログラムの修了証明について)

**Q** 研究倫理教育に関するプログラムの修了を証明する書類を提出する必要はありますか。

**A** 提案時には提出の必要はありません。

(プログラムの受講期限について)

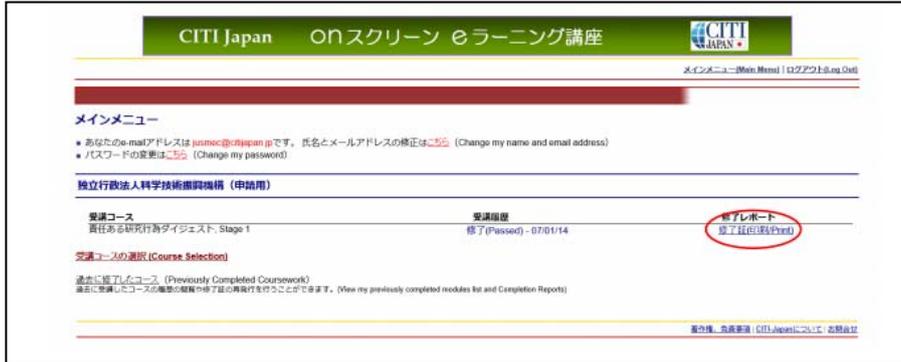
**Q** 応募締切までに研究倫理教育に関するプログラムの受講が完了しません。応募締切後に受講を完了してもよいでしょうか。

**A** 研究倫理プログラムの受講完了が応募の必須条件となります。応募締切後の受講は認めませんのでご注意ください。

(修了証番号の申告について)

Q CITI Japan e-ラーニングプログラムダイジェストを修了しましたが、修了証番号はどのように確認すればよいですか。

A メインメニューの「修了レポート」をクリックすると修了証が表示されます。修了証に記載されている修了年月日の右隣にある Ref #が修了証番号です。



CITI Japan e-ラーニングプログラムダイジェストのメインメニュー



修了証見本

Q 昨年度（または今年度）に、本事業（または JST の別制度）の提案にあたり、CITI Japan e-ラーニングプログラムダイジェストを修了したが、もう一度受講・修了する必要がありますか。

A 受講する必要はありません。なお、その際に発行された修了証番号を e-Rad の「個別項目」タブで入力してください（VIII. 4.4(3)③を参照してください）。

(CITI Japan e-ラーニングプログラムダイジェスト版の英語版について)

Q 機関の教育プログラムを履修していないため、CITI Japan e-ラーニングプログラムダイジェスト版を受講する予定ですが、母国語が日本語でない場合等、日本語の内容による受講が困難な場合はどのようにしたらよいでしょうか。

A CITI Japan e-ラーニングプログラムダイジェスト版を英語に翻訳したものがありますので、受講をお願いします。

そのほか

(提案者の要件)

Q 年齢制限はありますか。

A 特に年齢制限は設けておりませんが、研究期間を通じて国内の機関等にて研究を実施できる体制がとれることが求められます。

(重複応募)

Q JST の他の事業へ既に応募していますが、本領域への応募はできますか。

A 応募は可能です。ただし、JST が運用する全ての競争的資金制度を通じて、研究代表者等や研究参加者等としてプロジェクト（課題）等への参加が複数となった場合には、研究者のエフォートに応じて研究開発費の減額や、実施するプロジェクトを1件選択していただく等の調整を行うことがあります。

(応募時の機関の承認)

Q 提案書申請時に所属機関の承諾が必要ですか。

A 事前承諾を確実に得てください。採択後には、JST は実施者の所属機関と委託研究契約を締結します。委託研究契約が締結できない場合は研究開発費を使用できませんのでご注意ください。「V. 6. 実施機関の責務等」(22～23 ページ) も良くお読みください。正式な承諾書の提出は不要です。

(海外の機関での実施について)

Q 海外の機関でなければ実施が困難であるとの判断基準とはどのようなものですか。

A 海外での実施を必要とする場合としては、以下のような場合が想定されます。

- ① 必要な設備が日本になく、海外の機関にしか設置されていない。
- ② その実施機関でしか実施できない調査・研究がある。
- ③ 研究材料やデータがその研究機関あるいはその場所でしか入手できず、日本へ持ち運ぶことができない。

(面接選考会)

Q 面接選考会の日の都合がつかない場合、面接選考の日程を変更することはできますか。

A 多くの評価者の日程を調整して決定しますので、日程の再調整はできません。ご了承ください。

(研究開発費の根拠について)

Q 提案書に、研究開発費の積算根拠を記載する必要がありますか。

A 必要ありません。面接選考の対象となった方には、機関毎の研究開発費の詳細等を含む補足説明資料の作成を別途していただく予定です。

(直接経費について)

Q 研究開発開始後、進捗等に応じて、予算の範囲内で使途の内訳を変更(例えば、当初物品費に計上していたものを旅費として支出する)(費目間流用)できますか。

A 一定の要件のもとで柔軟に費目間流用することができます。

・ JST の確認を必要とせず流用が可能な要件

各費目における流用額が当該年度における直接経費総額の 50% (この額が 500 万円に満たない場合は 500 万円) を超えないとき

・ JST (領域総括) の確認が必要な要件

各費目における流用額が当該年度における直接経費総額の 50% および 500 万円を超えるときは JST (領域総括) の事前承認が必要

(間接経費について)

Q 間接経費は、どのような使途に支出できるのですか。

A 間接経費は、本事業に採択されたプロジェクトに参加する実施者の研究環境の改善や、研究機関全体の機能の向上に活用するために必要となる経費に対して、研究機関が充当するための資金です。間接経費の主な使途として、「競争的資金の間接経費の執行に係る共通指針」(平成 13 年 4 月 20 日日改正 競争的資金に関する関係府省連絡申し合わせ/平成 26 年 5 月 29 日改正)では、以下のように例示されています。

1) 管理部門に係る経費

－ 管理施設・設備の整備、維持及び運営経費

－ 管理事務の必要経費

備品購入費、消耗品費、機器借料、雑役務費、人件費、通信運搬費、謝金、国内外旅費、会議費、印刷費等

等

2) 研究部門に係る経費

－ 共通的に使用される物品等に係る経費

備品購入費、消耗品費、機器借料、雑役務費、通信運搬費、謝金、国内外旅費、会議費、

印刷費、新聞・雑誌代、光熱水費

- 当該研究の応用等による研究活動の推進に係る必要経費  
研究者・研究支援者等の人件費、備品購入費、消耗品費、機器借料、雑務費、通信運搬費、謝金、国内外旅費、会議費、印刷費、新聞・雑誌代、光熱水費
- 特許関連経費
- 研究棟の整備、維持及び運営経費
- 実験動物管理施設の整備、維持及び運営経費
- 研究者交流施設の整備、維持及び運営経費
- 設備の整備、維持及び運営経費
- ネットワークの整備、維持及び運営経費
- 大型計算機(スパコンを含む)の整備、維持及び運営経費
- 大型計算機棟の整備、維持及び運営経費
- 図書館の整備、維持及び運営経費
- ほ場の整備、維持及び運営経費

等

3) その他の関連する事業部門に係る経費

- 研究成果展開事業に係る経費
- 広報事業に係る経費

等

上記以外であっても、競争的資金を獲得した研究者の研究開発環境の改善や研究機関全体の機能の向上に活用するために必要となる経費等で、研究機関の長が必要な経費と判断した場合は、間接経費を執行することができます。ただし、直接経費として充当すべきものは対象外とします。

なお、間接経費の配分を受ける研究機関においては、間接経費の適切な管理を行うとともに、間接経費の適切な使用を証する領収書等の書類を、事業完了の年度の翌年度から 5 年間適切に保管してください。また、間接経費の配分を受けた各受託研究機関の長は、毎年度の間接経費使用実績を翌年度の 6 月 30 日までに府省共通研究開発管理システム (e-Rad) を通じて JST に報告が必要となります。

(外注について)

**Q** ソフトウェアの作成等の業務を外部企業等へ外注することは可能ですか。

**A** プロジェクトを推進する上で必要な場合には外注が可能です。ただし、その場合の外注は、研究開発要素を含まない「請負契約」によるものであることが前提です。研究開発要素が含まれる再委託は、原則として認められません。

(採択後の異動について)

**Q** 研究開発実施中に研究代表者の人事異動(昇格・所属機関の異動等)が発生した場合も研究開発を継続できますか。

A 異動先において、当該研究開発が支障なく継続できるという条件で継続は可能です。

(再委託について)

Q JST と実施者が所属する研究機関の研究契約は、研究代表者の所属機関を介した「再委託」(注)の形式をとるのですか。

(注) 研究契約における「再委託」とは、研究代表者の所属機関とのみ JST が締結し、その研究代表者の所属機関と共同研究者の所属機関が契約を締結する形式のこと。

A 本事業では研究契約において「再委託」の形式はとっていません。JST は、研究代表者及び主たる実施者が所属する研究機関と個別に研究契約を締結します。

Q 主たる実施者の定義を教えてください。グループリーダーとの違いを教えてください。

A 「主たる実施者」とは、実施者のうち、研究代表者と異なる機関に所属する実施者を代表する方を指します。一般的にはグループリーダーを兼ねる場合が多いですが、募集要項の「V. 2.実施体制」(19 ページ)の図中に「参加者(F 株式会社)」のとおり、研究開発の推進上、グループリーダーの所属機関以外であっても直接的に経費を執行する必要がある場合には、契約上、その機関を代表する実施者を 1 名「主たる実施者」として定める必要があります。

(年度末までの研究期間(研究実施)の確保について)

Q 研究成果の報告書の提出はいつまでに行う必要がありますか。

A 年度末一杯まで研究を実施することができるよう、以下の対応としています。

- ・研究機関及び研究者は、事業完了後、速やかに成果物として事業完了届を提出することとし、JST においては、事業の完了と研究成果の検収等を行います。
- ・年度の研究成果報告書「実績報告書」の提出期限は、翌事業年度の【5月31日】とする。
- ・年度の会計実績報告「委託研究実績報告書(兼収支決算報告書)」の提出期限を、翌事業年度の【5月31日】とする。

※各研究機関は、上記対応が、年度末までの研究期間(研究実施)の確保を図ることを目的としていることを踏まえ、機関内において必要な体制の整備に努めてください。

Q RISTEX の他の領域の昨年度の採択課題や応募状況について教えてください。

A 下記ホームページをご覧ください。

- ・科学技術振興機構

(公／私、多世代、実装) <http://www.jst.go.jp/pr/info/info1215/index.html>

(情報エコシステム) <http://www.jst.go.jp/pr/info/info1222/index.html>

- ・社会技術研究開発センター提案募集

<http://ristex.jst.go.jp/proposal/past/index.html>

## VIII. 府省共通研究開発管理システム（e-Rad）による応募について

### 1. 府省共通研究開発管理システム（e-Rad）による応募に当たっての注意事項

研究提案の応募は、以下のとおり e-Rad (<http://www.e-rad.go.jp/>)<sup>17</sup>を通じて行います。特に以下の点にご留意ください。

- 提案者は、事前に研究機関及び研究者の登録が必要です。  
詳細は 4.1 をご参照ください。
- e-Rad への情報入力は、募集締切から数日以上余裕を持ってください。  
e-Rad への情報入力には最低でも 60 分前後の時間がかかります。また、募集締切当日は、e-Rad システムが混雑し、入力作業に著しく時間を要する恐れがあります。募集締切に余裕を持って e-Rad への入力を始めてください。
- 入力情報は「一時保存」が可能です。  
応募情報の入力を途中で中断し、一時保存することができます。詳細は「4.4 e-Rad への必要項目入力」の「■応募情報の一時保存・入力の再開について」または e-Rad ポータルサイト掲載の「研究者向けマニュアル」や「よくある質問と答え」(<http://faq.e-rad.go.jp/>) をご参照ください。
- 研究提案提出後でも「引戻し」が可能です。  
募集締切前日までは、提案者自身で研究提案を引き戻し、再編集する事が可能です。詳細は「4.5 提案書の提出」の「■提出した応募情報の修正「引戻し」について」または e-Rad ポータルサイト掲載の「研究者向けマニュアル」をご参照ください。  
募集締切当日は「引戻し」を行わないでください。募集締切当日は、e-Rad システムが混雑し、引き戻し後の再編集に著しく時間を要する恐れがあります。

---

<sup>17</sup> 各府省が所管する競争的資金制度を中心として研究開発管理に係る一連のプロセス(応募受付→審査→採択→採択課題管理→成果報告等)をオンライン化する府省横断的なシステムです。「e-Rad」とは、Research and Development(科学技術のための研究開発)の頭文字に、Electric(電子)の頭文字を冠したものです。

## 2. e-Rad による応募方法の流れ

(1) 研究機関、研究者情報の登録

ログイン ID、パスワードをお持ちでない方は、実施機関（研究機関）の事務担当者による登録が必要です。※[詳細は 4.1](#)

↓

(2) 募集要項及び提案書の様式の取得

e-Rad ポータルサイトで公開中の公募一覧を確認し、募集要項と提案書様式をダウンロードします。領域等により提案書様式が異なりますのでご注意ください。 ※[詳細は 4.2](#)

↓

(3) 提案書の作成（5MB 以内）※[詳細は 4.3](#)

↓

(4) e-Rad への応募情報入力

e-Rad に応募情報を入力します。作業時間は 60 分程度です。※[詳細は 4.4](#)

↓

(5) 研究開発提案の提出

提案書をアップロードし、提出します。 ※[詳細は 4.5](#)

### 3. 利用可能時間帯、問い合わせ先

#### 3.1 e-Rad の操作方法

操作方法に関するマニュアルは、ポータルサイト (<http://www.e-rad.go.jp/>) から参照またはダウンロードすることができます。利用規約等に同意の上、応募してください。

※ 推奨動作環境 (<http://www.e-rad.go.jp/shozoku/requirement/index.html>) を、あらかじめご確認ください。

#### 3.2 問い合わせ先

制度・事業そのものに関する問い合わせは JST において受け付けます。e-Rad の操作方法に関する問い合わせは e-Rad ヘルプデスクにおいて受け付けます。

本章及び e-Rad ポータルサイトをよく確認の上、お問い合わせください。なお、審査状況、採否に関する問い合わせは一切回答できません。

制度・事業や提出書類の作成・提出に関する手続き等に関する問い合わせ	JST 社会技術研究開発センター 企画運営室 (募集担当)	<原則として電子メールでお願いします> E-mail : <a href="mailto:boshu@jst.go.jp">boshu@jst.go.jp</a> [募集専用] 電話番号 : 03-5214-0133 [募集専用] 受付時間 : 10:00~12:00・13:00~17:00 ※土曜日、日曜日、祝祭日を除く
e-Rad の操作に関する問い合わせ	e-Rad ヘルプデスク	電話番号 : 0570-066-877 (ナビダイヤル) 受付時間 : 9:00~18:00 ※土曜日、日曜日、祝祭日、年末年始を除く [直通はナビダイヤルをご利用になれない場合に限る] 03-6631-9595 (直通)

- 本事業の提案募集ホームページ  
([http://ristex.jst.go.jp/proposal/current/proposal\\_2017.html](http://ristex.jst.go.jp/proposal/current/proposal_2017.html))
- e-Rad ポータルサイト (<http://www.e-rad.go.jp/>)

#### 3.3 e-Rad の利用可能時間帯

(月～日) 0:00～24:00 (24 時間 365 日)

※ 上記サービス時間帯であっても、保守・点検を行う場合、運用停止を行うことがあります。運用停止を行う場合は、ポータルサイトにてあらかじめお知らせします。

## 4. 具体的な操作方法と注意事項

### 4.1 実施機関（研究機関）、実施者（研究者）情報の登録

e-Rad の使用にあたっては、応募時まで e-Rad に実施機関（研究機関）および研究者が登録されていることが必要となります。なお、一度登録が完了すれば他省庁等が所管する制度・事業の応募の際に再登録の必要はありませんし、また既に他省庁等が所管する制度・事業で登録済みの場合は再度登録する必要はありません。

#### ○実施機関（研究機関）の登録

研究機関で1名、e-Rad に関する事務代表を決めていただき、事務代表者は e-Rad ポータルサイトより研究機関登録様式をダウンロードして、登録申請を行ってください。登録手続きに日数を要する場合がありますので、**2週間以上の余裕をもって登録手続きをしてください。**

#### ○実施者（研究者）の登録

研究機関は、「戦略的創造研究推進事業（社会技術研究開発）」の研究代表者として本領域等に応募する提案者の研究者情報を登録して、ログイン ID、パスワードを取得することが必要となります。

また研究代表者以外の主たる実施者は、応募の際には登録は不要ですが、採択時までには取得していただく必要があります。

詳細は、e-Rad ポータルサイト掲載の「システム利用に当たっての事前準備」、「よくある質問と答え」等を参照してください。

### 4.2 募集要項及び提案書の様式の取得

(1) ポータルサイトの「e-Rad へのログイン」をクリック。

(2) 提案者のログイン ID、パスワードでログイン。

※ 以降、ログインした実施者の情報が研究代表者の欄に自動的に表示されます。



- ・ 初回ログイン時、初回設定が求められます。
- ・ 普段使用する PC 以外からログインすると、追加認証画面へ移動します。その際に設定した質問の回答を求められることがあります。

参考) 初回ログイン画面

- (3) 左メニューの①「応募/採択課題情報管理」をクリックした後、表示される②「公開中の公募一覧」をクリック。

- (4) 公募名「安全な暮らしをつくる新しい公／私空間の構築 (H29)」の詳細をクリック。

【検索条件】で、簡易検索が可能です（“社会技術”、領域名やプログラム名等で検索してください）。

公募年度	配分機関	公募名	応募単位の有無	公募内容	公募対象	直接経費上限値(千円)	締切日時	機関内締切日時	研究機関独自情報照会	詳細	応募情報力
2015	独立行政法人科学技術振興機構	研究開発成果実装支援プログラム(H27)	研究者	無	委託研究	企業(団体等を含む) 大学等 研究者・研究チーム 技術移転機関 地方公共団体 NPO等 非営利団体 個人 その他	(設定なし)	2015/06/29 12時00分	-	緑	緑

- (5) 配分機関名「国立研究開発法人科学技術振興機構」、公募名「安全な暮らしをつくる新しい公／私空間の構築（H29）」を確認の上、以下のとおりダウンロード。

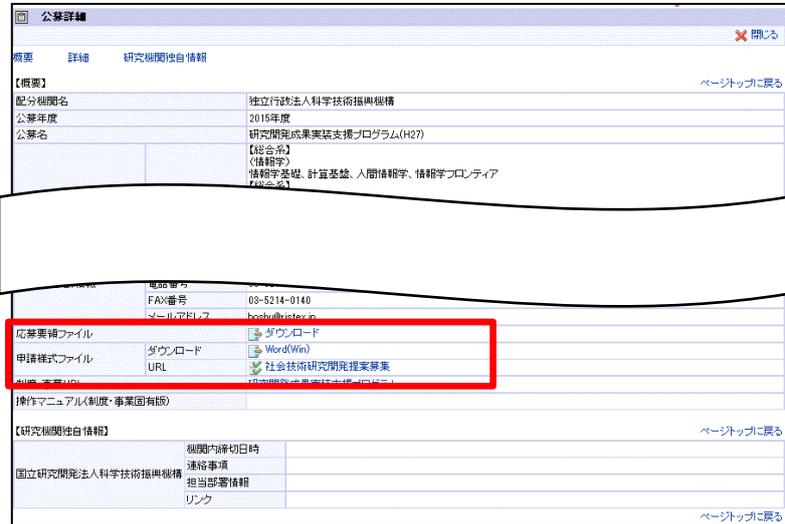
提案書様式：

「申請様式ファイル」の「Word (Win)」をクリック。

※必ず応募する研究開発領域、年度の様式を使用してください。

募集要項：

「応募要領ファイル」の「ダウンロード」をクリック。



### 4.3 提案書の作成

- ・提案書の作成に際しては、本募集要項をよくご確認ください。
- ・提案書は、e-Radへアップロードする前にPDF形式への変換が必要です。PDF変換はe-Radログイン後のメニューからも、行うことができます。



#### 作成にあたっての注意点

- ・PDFに変換した提案書の容量は、【5MB以内】としてください。
  - ・PDF変換前に、修正履歴を削除してください。
  - ・提案書PDFには、パスワードを設定しないでください。
  - ・PDF変換されたファイルにページ数が振られているか確認ください。
  - ・変換後のPDFファイルは、必ず確認してください。次のような可能性があります。
- ※ 外字や特殊文字等を使用すると、ページ単位、ファイル単位で文字化けする恐れがあります(利用可能な文字に関しては「研究者向け操作マニュアル」(e-Radポータルサイトからダウンロード)を参照)。

#### 4.4 e-Rad への必要項目入力

ログイン方法、公募の検索方法は、4.2 をご覧ください。

##### (1) 公募の検索

公募名「安全な暮らしをつくる新しい公／私空間の構築（H29）」の「応募情報入力」をクリック。

公開中公募一覧

この画面では、現在公開中の公募情報を閲覧することができます。  
 ・「応募単位」が「研究者」となっている公募は、研究者から申請を行います。「研究機関」となっている公募は研究機関の事務担当者から申請を行います（研究者が直接応募することはありません）。  
 ・「機関承認の有無」が「有」の場合、提出を行うためには研究機関の事務担当者による承認が必要です。「無」の場合は研究機関の事務担当者には経由せず、配分機関へ直接提出が行われます。  
 ・「機関内締切日時」は、あなたの所属する研究機関が設定している締切日です。設定された日時までに提出を行ってください（設定されていない場合は空欄となります）。

【検索条件】

社会技術 で すべて を 検索 さらに詳しい条件を指定する

「社会技術」ですべてを検索 1-1/1表示中

公募年度	配分機関	公募名	応募単位	機関承認の有無	公募内容	公募対象	直接経費上限額(千円)	締切日時	機関内締切日時	研究機関独自採択費	詳細	応募情報入力
2015	独立行政法人科学技術振興機構	研究開発成果実装支援プログラム(H29)	研究者	無	委託研究	企業(団体等を含む) 大学等 研究者・研究チーム 技術移転機関 地方公共団体 NPO等非営利団体 個人 その他	(設定なし)	2015/06/29 12時00分	-			

##### (2) 応募条件

注意事項をよくご確認の上、画面左上の「承諾」をクリック。

応募条件

承諾

この公募への応募にあたっては、以下3点の注意事項があります。十分に記載内容を確認した上で「承諾」ボタンをクリックしてください。

**1. 対象の公募の「応募単位」の確認**  
 公募情報には「応募単位」という区分があり、「研究者単位」と「研究機関単位」の2つのパターンがあります。このうち、**研究者の方が直接応募を行うことができるのは「研究者単位」の公募のみです。**もう一つの「研究機関単位」の公募は研究機関の事務担当者が主として応募を行う公募であり、研究者自身から**応募を行うことはできません。**  
 「研究機関単位」の公募への応募を希望する場合には、所属している研究機関の事務担当者もしくは事務分担者へお問い合わせください。対象の公募がどちらのパターンであるかについては、「公開中公募一覧」画面(この画面の前の画面)の「応募単位」列で確認可能です。

**2. ご自身のPC等の利用環境の確認**  
 お手元の環境(パソコンのOS、ブラウザ等)が推奨環境であることを確認の上、申請を行ってください。推奨環境以外で御利用の場合、予期せぬ不具合が生じる場合があります。  
 e-Radにおいて指定している推奨環境についてはこちらを御確認ください。  
<http://www.e-rad.go.jp/requirement.html>

**3. 配分機関からの注意事項の確認**  
 この公募に関して、配分機関からの注意事項がある場合には以下にその内容が表示されます。内容を十分に御確認いただき、了承した上で「承諾」ボタンをクリックしてください。

---

募集要項をよく御確認ください。

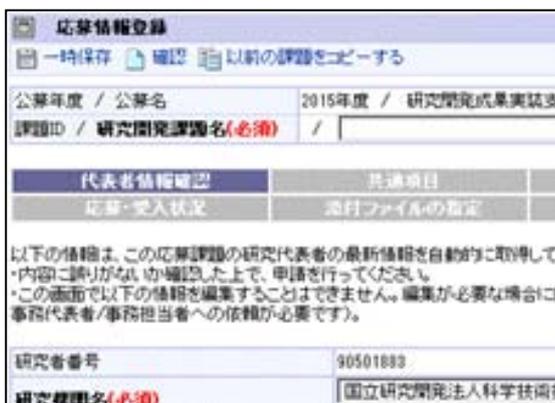
- 「応募情報登録【共通項目】」の画面において、研究目的欄及び研究概要欄より一言で簡潔に入力してください。絶対に改行を行わないでください。
- 研究提案書(様式)の記載にあたっては、記入要領を十分にご確認ください。
- 研究提案書の「ファイルサイズ」は、必ず 5MB 以内に入力してください。

応募者の要件については、募集要項をご確認ください。  
 研究提案書の記載、eRadへの登録にあたっては、募集要項をよく御確認ください。

応募情報の一時保存・入力再開について

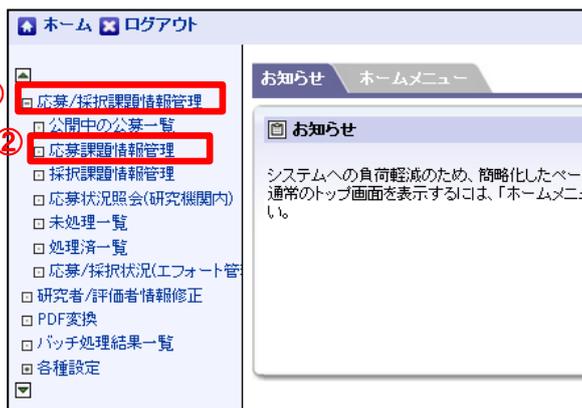
1) 一時保存

応募情報の入力中に一時保存したい場合は、画面左上の「一時保存」をクリック。



2) 再開

左メニューの①「応募/採択課題情報管理」をクリックした後、表示される②「応募課題情報管理」をクリック。



【検索条件】に、“社会技術”や領域名等で検索

「編集」をクリックすると応募情報登録（修正）画面が表示されます。

公募年度	配分機関名	公募名	課題ID	応募番号	研究機関名	応募単位	役割	機関内締切日	締切日	応募状況					
										状態(メイン)	状態(サブ)	状態(申請進行)	更新日	ステータス履歴	編集
2015年度	JST	H27「社会技術」(総括名)「xxと△△」構城	15001321	15001321	独立行政法人科学技術振興機構 基礎研 市ヶ谷	研究者	代表	-	2015-05-12	応募中 申請中 申請者処理中	2015-02-27				

(3) 応募情報の入力

応募を行うにあたり必要となる各種情報の入力を行います。

この画面はタブ構成になっており、下記①～⑧のタブをクリックすることで、タブ間を移動します。

- ・「研究開発課題名」に、提案書の「プロジェクト名」を入力してください。

The screenshot shows the 'Application Registration' (応募情報登録) screen. At the top, there are navigation buttons: '一時保存' (Temporary Save), '確認' (Check), and '以前の課題をコピーする' (Copy Previous Task). Below this, the 'Public Year / Public Name' is set to '2015年度 / 研究開発成果実装支援プログラム(H27)'. The 'Research Development Topic Name (Required)' field is highlighted with a red box. Below the form is a tab menu with five tabs: '代表者情報確認' (Researcher Information Confirmation), '共通項目' (Common Items), '個別項目' (Individual Items), '応募時予登録' (Pre-registration at Application), and '研究組織情報' (Research Organization Information). The '代表者情報確認' tab is highlighted with a red box. A callout box with an arrow points to the tabs, containing the text '①～⑧のタブ'.

①「代表者情報確認」タブ

- ・ 研究代表者の情報を確認してください（e-Rad 登録情報から自動入力）。
- ・ 複数の実施機関に所属している場合、本タブでどの実施機関から提出するか選択します。

This screenshot shows the same application registration screen, but with the '代表者情報確認' (Researcher Information Confirmation) tab selected. The 'Researcher ID' field is highlighted with a red box, and the 'Research Organization (Required)' dropdown menu is also highlighted with a red box, showing '国立研究開発法人科学技術振興機構' (NIPRO) selected.

実施者情報は、e-Rad メニュー「研究者/評価者情報修正」から修正可能です。詳細は、研究者向け操作マニュアルを参照してください。

② 「共通項目」 タブ

応募情報登録

一時保存 確認 以前の課題をコピーする

入力チェック 提案書プレビュー 戻る

公募年度 / 公募名 2015年度 / 研究開発成果実装支援プログラム(H27)

課題ID / 研究開発課題名(必須) /

代表者情報確認 共通項目 個別項目 応募時予宜類 研究組織情報

応募・受入状況 添付ファイルの指定 研究組織内連絡欄

研究期間 ※西暦(必須) (開始) 2015 年度 から (終了) 年度 [最短研究期間: 1年 最長研究期間: 4年]

研究分野(主)

細目名(必須) ※「細目名」を変更した場合、登録していた「キーワード」はすべてクリアされます。 検索 クリア

キーワード1(必須) 未選択

キーワード2 未選択

キーワード3 未選択

キーワード4 未選択

キーワード5 未選択

その他キーワード1

その他キーワード2

研究分野(副)

細目名(必須) ※「細目名」を変更した場合、登録していた「キーワード」はすべてクリアされます。 検索 クリア

キーワード1(必須) 未選択

キーワード2 未選択

キーワード3 未選択

キーワード4 未選択

キーワード5 未選択

その他キーワード1

その他キーワード2

研究目的(必須) あと1000文字

※1000文字以内(改行、スペース含む)で入力してください。なお、改行は1文字分でカウントされます。

入力文字チェック

研究概要(必須) あと1000文字

※1000文字以内(改行、スペース含む)で入力してください。なお、改行は1文字分でカウントされます。

入力文字チェック

研究期間（開始）：2017（年度）

研究期間（終了）：（最大）2020（年度）

研究分野（主・副）／細目名：「検索」をクリックし、別画面の細目検索から応募する提案に該当する研究分野/細目名を一覧から選択。

研究分野（主・副）／キーワード：細目名の選択後、リストから選択。

研究目的、研究概要は、一文で簡潔に記載してください（1,000文字以内とは e-Rad の枠に対する仕様です）。

③ 「個別項目」 タブ

代表者情報確認	共通項目	個別項目	応募時予算額	研究組織情報
応募・受入状況	添付ファイルの指定			
研究代表者所属区分(必須)	<input type="radio"/> 国大 <input type="radio"/> 公大 <input type="radio"/> 私大 <input type="radio"/> 国研 <input type="radio"/> 独法(国立研究開発法人含む) <input type="radio"/> 公益 <input type="radio"/> 企業 <input type="radio"/> NPO <input type="radio"/> その他			
研究代表者連絡先区分(必須)	<input type="radio"/> 勤務先 <input type="radio"/> その他			
研究代表者連絡先郵便番号(半角)(必須)				
研究代表者連絡先住所(必須)				
研究代表者連絡先 機関名・所属名・建物名(必須)				
研究代表者連絡先電話番号(半角)(必須)				
研究代表者E-mailアドレス(半角)(必須)				
グループリーダー1 氏名				
グループリーダー1 所属機関 部署 役職				
グループリーダー2 氏名				
グループリーダー2 所属機関 部署 役職				
グループリーダー3 氏名				
グループリーダー3 所属機関 部署 役職				
グループリーダー4 氏名				
グループリーダー4 所属機関 部署 役職				
グループリーダー5 氏名				
グループリーダー5 所属機関 部署 役職				
[確認] 「研究活動における不正行為への対応策に関するガイドライン」(平成26年8月26日文科科学大臣決定)の内容を理解し、遵守することを誓約しますか。(必須)	<input type="radio"/> 内容を理解し、遵守することを誓約します。			
[確認] 「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン(実施基準)」(平成26年2月18日改正)の内容を理解し、遵守することを誓約しますか。(必須)	<input type="radio"/> 内容を理解し、遵守することを誓約します。			
[確認] 本研究提案が採択された場合、研究代表者及び研究開発実施者は、研究活動の不正行為(捏造、改ざん及び盗用)並びに研究費の不正使用を行わないことを誓約しますか。(必須)	<input type="radio"/> 不正行為並びに不正使用を行わないことを誓約します。			
[確認] 本研究提案書に記載している過去の研究成果において、研究活動の不正行為は行われていないことを誓約しますか。(必須)	<input type="radio"/> 不正行為が行われていないことを誓約します。			
[確認] 研究倫理に関する教育プログラムの修了状況について回答してください。(CITI=CITI Japan e-ラーニングプログラム)(必須)	<input type="radio"/> 所属機関のプログラム(CITI含む)を修了している <input type="radio"/> JST事業等でCITIを修了している <input type="radio"/> CITIダイジェスト版を修了している(修了証番号を入力)			
[確認] CITIダイジェスト版を修了している場合、修了証番号を入力してください。				

各項目について記載してください。なお、入力項目名にカーソルを乗せると入力ヘルプが表示されます。

- ・「研究代表者連絡先 機関名・所属名・建物名等」には、郵便物を受け取るために必要な住所以外の情報を全て記載してください。該当する情報が無い場合、「無し」と記載してください。
- ・研究開発グループがある場合、各グループリーダーの氏名、所属機関名等を記載してください。
- ・[確認] と記載された項目に関しては内容をよく確認の上、チェックボタンをクリックしてください。
- ・研究倫理教育に関するプログラムについては「VI. 1. 研究倫理教育に関するプログラムの受講・修了について」(26～27 ページ)を参照してください。
- ・CITI ダイジェスト版を修了している場合は、必ず修了証番号を入力してください。

④「応募時予算額」タブ

応募情報登録

一時保存 確認 以前の課題をコピーする

入力チェック 提案書プレビュー 戻る

公募年度 / 公募名 2015年度 / 研究開発成果発表支援プログラム(H27)

課題ID / 研究開発課題名(必須) /

代表者情報確認	共通項目	個別項目	<b>応募時予算額</b>	研究組織情報
応募・受入状況	添付ファイルの指定	研究組織内連絡欄		

このタブでは、この応募課題の年度ごとの予算額の登録を行います。

(単位:千円)

直接経費	上限	(設定なし)
	下限	(設定なし)
間接経費	上限	0(直接経費の30%)
	下限	-

※ 間接経費は、直接経費の一定パーセントを上限として登録できます。

(単位:千円)

	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	合計
直接経費 (必須)					0
小計	0	0	0	0	0
間接経費 (必須)					0
合計	0	0	0	0	0

応募時予算額を記載してください。直接経費、間接経費とも2017年度から終了年度(最大で2020年度)に予定する額を記載してください。間接経費は直接経費の30%以内です。

⑤「研究組織情報」タブ

応募情報登録

一時保存 確認 以前の課題をコピーする

入力チェック 提案書プレビュー 戻る

代表者情報確認	共通項目	個別項目	応募時予算額	<b>研究組織情報</b>
応募・受入状況	添付ファイルの指定	研究組織内連絡欄		

研究組織メンバーへの公開(必須)  公開しない  公開する

※ 「公開する」を選択して一時保存を行うと、設定された閲覧・編集権限に従って以下の研究組織のメンバーが本申請の内容を閲覧・編集できるようになります。一度公開すると「公開しない」状態へ戻すことはできませんが、個別の編集・閲覧権限の変更は可能です。

(単位:千円)

応募時予算額	初年度予算額	このタブでの入力額	差額(未入力額)
直接経費	0	0	0
間接経費	0	0	0

※ 「差額(未入力額)」とは、以下の計算式から算出されます。提出時には「0」となっている必要があります。  
差額(未入力額) = 初年度予算額 - このタブでの入力額

上へ移動 下へ移動 削除

選択	研究者番号	氏名(漢字)	氏名(カナ)	機関(必須)	研究機関	部署	職階	後職	専門分野(必須)	学位	後割分担(必須)	直接経費(千円)(必須)	間接経費(千円)(必須)	エフォート(%) (必須)	閲覧・編集権限
	XXXXXXXX	○○○○○○	○○○○○○	○○機関	○○○○部					○○学位					
		(姓)○○(名)○○													
		(姓)△△△△(名)			○○クラス										
		△△△△			○○長										

追加

上へ移動 下へ移動 削除

研究代表者のみ記載してください。主たる実施者がいる場合でも記載は不要(欄の追加はしないでください)、予算額は研究代表者に全て計上してください。直接経費、間接経費とも初年度(2017年度)の額(タブ④の2017年度と同じ額)を記入してください。

⑥「応募・受入れ状況」タブ  
作業不要です。

⑦「添付ファイルの指定」タブ

応募情報登録

一時保存 確認 以前の課題をコピーする 入力チェック 提案書プレビュー 戻る

公募年度 / 公募名 2015年度 / 研究開発成果実装支援プログラム(H27)

課題ID / 研究開発課題名(必須) /

代表者情報確認	共通項目	個別項目	応募時予算額	研究組織情報
応募・受入れ状況	<b>添付ファイルの指定</b>	研究組織内連絡欄		

このタブでは、応募を行うにあたって提出が必要なファイルのアップロードを行います  
・「参考資料」として提出されるファイルは、そのままのファイル形式で提出が行われます(他のファイルと結合されてPDF変換されることはありません)。

名称	形式※1	サイズ※2	ファイル名	処理
応募情報ファイル(必須)	[pdf]	5MB	参照... [ファイルが選択されていません。]	クリア 削除

※1 表示されている形式のファイルのみアップロードすることができます。  
※2 表示されているサイズまでのファイルをアップロードすることができます。

アップロード

「参照」をクリックし、提案書 PDF を選択し、「アップロード」をクリック。

⑧「研究組織内連絡欄」タブ  
作業不要です。

## 4.5 研究提案の提出

応募情報登録

一時保存 **確認** 以前の課題をコピーする

入力チェック 提案書プレビュー 戻る

公募年度 / 公募名 2015年度 / 研究開発成果実装支援プログラム(H27)

課題ID / 研究開発課題名(必須) /

代表者情報確認	共通項目	個別項目	応募時予算額	研究組織情報
応募-受入状況	添付ファイルの指定	研究組織内連絡欄		

このタブでは、応募を行うにあたって提出が必要なファイルのアップロードを行います  
 ・「参考資料」として提出されるファイルは、そのままのファイル形式で提出が行われます(他のファイルと結合されてPDF変換されることはありません)。

名称	形式※1	サイズ※2	ファイル名	処理
応募情報ファイル(必須)	[pdf]	5MB	参照... H27プロジェクト提案書.pdf	クリア 削除

全ての情報の入力、提案書のアップロードが完了しましたら、画面左上の「確認」をクリックしてください。

e-Rad の入力規則に合致しない箇所がある場合、画面上部にエラーメッセージが表示されるとともに、問題箇所を含むタブが赤字表示、問題箇所のセルが黄色表示されます。メッセージに従って修正してください。

e-Rad 応募情報確認

実行 提案書プレビュー 戻る

以下の内容で設定します。よろしければ画面上「実行」をクリックしてください。

【各項目へのリンク】

代表者情報 共通項目 個別項目 応募時予算額 研究組織情報 応募-受入状況 業務情報 略歴情報 研究組織内連絡欄

公募年度 / 公募名 201 年度 /

課題ID / 研究開発課題名 /

【代表者情報】 [ページトップに戻る](#)

研究者番号

研究機関名

部署

職階

職名

研究者氏名 漢字 フリガナ

性別

生年月日 19 年 月 日

メールアドレス

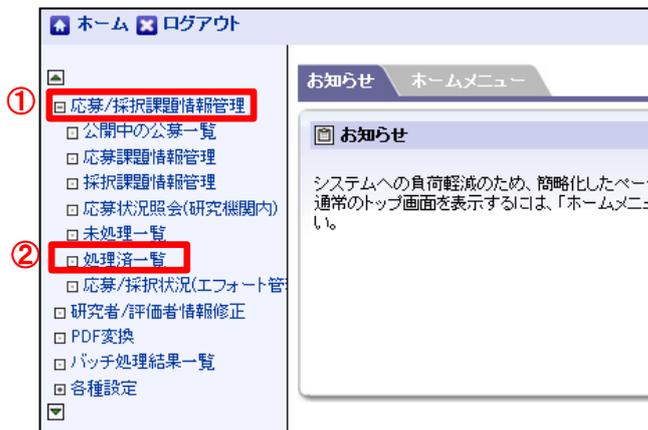
入力情報を確認し、画面左上「実行」をクリック(実行が完了するまでに時間がかかる場合があります)。提出が完了すると、「応募情報を確定しました」というメッセージが表示されます。これで提案書は JST へ提出されたことになります。

■ 提出した応募情報の修正「引戻し」について

募集締切前日までは、研究提案を引き戻して修正することができます。

※ 募集締切当日は「引戻し」を行わないようにしてください

1) 左メニューの①「応募/採  
択課題情報管理」をクリック  
した後、表示される②「処理  
済み一覧」をクリック。



2) 「引戻」をクリック。

引戻	公募番号	公募年度	公募名	申請日	申請者	課題名	研究機関名	申請区分	詳細	履歴
	0001521	2015	「H27...」領域	2015/02/27	基礎研 市ヶ谷	2015年度募集要項	独立行政法人科学技術振興機構	応募		

3) 引戻し画面が表示されたら、「引戻し」をクリック。

引戻し先(必須)	選択	処理日時	ノード名	処理	処理者	代理先	担当組織
<input checked="" type="radio"/>	2015/02/27 14:33	研究者	再申請	基礎研 市ヶ谷		研究部	

引戻しが完了すると、提案は「一時保存」の状態になります。一時保存からの再入力については、「4.4 e-Rad への必要項目入力」の「応募情報の一時保存・入力の再開」参照。

## ■ 応募情報状況の確認

メニュー①「応募/採択課題情報管理」をクリックして後、表示される②「応募課題情報管理」をクリック。正常に提出されていれば、状態が「配分機関処理中」と表示されます（e-Rad の処理によるタイム・ラグが生じる場合があります）。

募集締切日時までに「配分機関処理中」にならない研究提案は無効です。正しく操作しているにも関わらず、募集締切日時までに「配分機関処理中」にならなかった場合は、巻末記載のお問い合わせ先までご連絡ください。

① 応募/採択課題情報管理  
② 応募課題情報管理

公募年度	配分機関名	公募名	課題ID	応募番号	研究機関名	応募単位	役割	権限内締切日	締切日	応募状況		処理					
										状態(メイン) 状態(サブ) 状態(申請進行) 更新日	ステータス 履歴	編集	閲覧	削除	取下		
2013年度	JST	CREST【科学太郎研究総括】 「J」 領城 知徳方法	13000364	13000364	独立行政法人科学技術振興機構	研究者	代表	-	2013/ /	2013/ /	応募中 申請中 配分機関処理中	配	配				

## ■ 研究提案のJSTによる受理

募集締切後、研究提案をJSTが受理すると、応募課題情報の状況が「応募済」、「受理済」に変わります。「応募済」、「受理済」になるまで応募後数日の時間を要する場合があります。

公募年度	配分機関名	公募名	課題ID	応募番号	研究機関名	応募単位	役割	権限内締切日	締切日	応募状況		処理					
										状態(メイン) 状態(サブ) 状態(申請進行) 更新日	ステータス 履歴	編集	閲覧	削除	取下		
2013年度	JST	CREST【科学太郎研究総括】 「J」 領城 知徳方法	13000364	13000364	独立行政法人科学技術振興機構	研究者	代表	-	2013/ /	2013/ /	応募済 受理済	配	配				

## Ⅸ. 提案書の記載要領

次ページ以降を参考にして研究開発プロジェクト（68～84 ページ）の提案書の作成をお願いします。予算規模や研究期間等については 13 ページをご参照ください。

- ※ 様式 1～9 について、必要事項を漏れなく記載してください。記載不備の場合は、審査対象とならない可能性があります。
- ※ 文字のサイズやレイアウト等については、評価者の読みやすいものとなるようご配慮ください。

「安全な暮らしをつくる新しい公／私空間の構築」研究開発領域  
 提案書（研究開発プロジェクト）様式

戦略的創造研究推進事業(社会技術研究開発)

提案書(研究開発プロジェクト)

研究開発領域名	安全な暮らしをつくる新しい公／私空間の構築		
プロジェクト名	副題はつけないでください。		
研究期間	年 月 日 ～ 年 月 日 ( 年 ヶ月) ※最大3年間		
総研究開発費(直接経費)	_____百万円 ※小数点以下第1位まで		
提案枠	研究開発プロジェクト		
研究代表者 氏名	(フリガナ)		生年月日 19 年 月 日 ( 歳)
	(漢字等)		(西暦) (2017年4月1日現在)
所属研究機関			
住所	〒		
電話番号		F A X	
E-mail			
部局			
職名			
研究者番号			
連絡先	( 所属機関 ・ その他 ) 通常連絡を受ける場所を○で囲んでください。		
	上記で(その他)に○を付けた場合、以下にその連絡先を記載してください。		
住所	〒		
電話番号		F A X	
E-mail			
緊急連絡先 (携帯電話等)			

**【様式1】 研究開発プロジェクトの要旨**

※【様式1】A4用紙2ページ（「達成目標」および「構想の概要」で1ページ、「提案の概念図」で1ページ）で、全体構想を分かりやすく簡潔に記載してください。

プロジェクト名			
所属研究機関		部局	
研究代表者氏名		役職	
キーワード	内容を端的に表すキーワードを <u>3~5つ以内</u> で自由に記載してください。		

**【プロジェクトの要旨】**

■ **達成目標**

※400字以内で、中・長期的な目標及び本プロジェクト期間内に達成する目標を簡潔に記述してください。  
 例)ooo(中・長期的な目標)に向けて、本プロジェクトでooを開発する。

■ **構想の概要**

※様式3「研究開発プロジェクトの構想」の要点を簡潔に記述してください。どのような問題を扱い、どう解決しようとしているのか、提案者自らの研究開発の構想を中心に、背景や成果の社会実装・普及に向けた展望等も含めて明確に記述してください。

■提案の概念図

※提案内容を端的に示す図表を記載ください。その際、「公」と「私」の“間”についてどのように考えるか、わかるように図示してください。

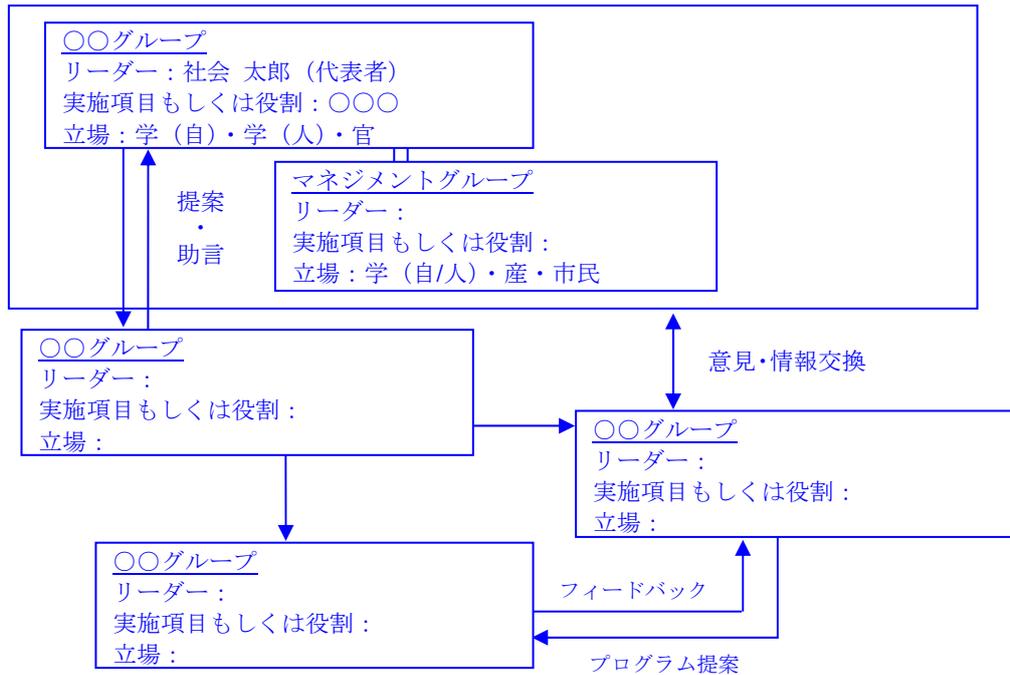
参考: [http://ristex.jst.go.jp/pp/project/h28\\_3.html](http://ristex.jst.go.jp/pp/project/h28_3.html)

**【様式2】 研究開発プロジェクトの要旨(実施体制)**

- ※ 実施体制・役割が簡単に分かるように、A4用紙1ページに図示してください。様式4と整合性をもたせてください。
- ※ 実施の項目を単位として、グループ構成やグループ間の関係が分かるように記載してください。なお、グループは一つでも複数でも構いませんが、いずれもマネジメントの体制が分かるように記載してください。
- ※ 実施者以外の協力者がいる場合には、協力者との関係も記載してください。
- ※ 各グループの分担する実施項目のほか、それぞれのグループでリーダーとして中心的な役割を果たす方の氏名を記載してください。研究代表者がグループリーダーを兼ねても構いません。
- ※ 「立場」は専門分野や所属学科等ではなく、それぞれのグループにどのような立場の実施者が属するのかを、以下のように記載してください。

大学等(自然科学系(医学・工学等含む))	→ 学(自)
大学等(人文・社会科学系)	→ 学(人)
大学等(両方にまたがる場合)	→ 学(自/人)
自治体等の行政機関や司法機関等	→ 官
企業等の産業界	→ 産
NPO等	→ 市民

<例>



プロジェクトに協力する関与者(協力者)

氏名	所属	役職 (または組織名)	本研究開発プロジェクトへの協力内容
△△市役所	△△部長		○○○○実施の助言、協力
○○町内会			○○実施の協力
○○ ○○	△△大学△△学部	教授	○○○検討委員会 外部専門家

### 【様式3】研究開発プロジェクトの構想

- ※ 【様式3】全体としてA4用紙10ページ以内で、まとめてください。
- ※ 提案書は、募集要項の「Ⅱ. 募集・選考にあたっての領域総括の考え方」、「Ⅲ. 研究開発領域の概要」、「Ⅳ. 選考及び採択」の内容を踏まえて作成してください。
- ※ 評価者が理解しやすいように記載してください。必要に応じて図や表も用いてください。

#### A. 必要性とビジョン

##### A-1. 解決すべき問題及びプロジェクトの必要性

- ※ 本プロジェクトの対象とする、私的な空間・関係性で起きる安全・安心上の解決すべき「問題」は何か、解決にあたりどのような「原因やボトルネック」があるのか、について客観的な根拠に基づいて提示してください。
- ※ これまでの類似の取り組みや政策・施策、研究等では、なぜ問題が解決できないのか、関連する国内外の研究開発や、RISTEX における研究開発など、類似の取り組みの動向とその課題を整理した上で、プロジェクトの意義を提示してください。

##### A-2. 目指すビジョン

- ※ プロジェクト終了後も含めて、「どのような成果」が、「誰(人・組織等)」に活用され、「どのように社会が変容」し、安全な暮らしにつながると考えているのか、を記載してください。

## B. 具体的な計画

### B-1. 目標及び成果

- ※ 想定している研究開発期間(最大で 3 年)内に達成しようとする具体的な目標・成果を簡潔に記載してください。定量的な目標設定が可能なものについては、可能な限り提示してください。
- ※ 単に、「〇〇システムを開発する」といった活動や成果物(アウトプット)だけでなく、「住民の〇〇が増加する」といった活動や成果物の結果によるアウトカム(社会への影響・効果)を記載してください。

### B-2. 中間目標

- ※ B-1「目標及び成果」を実現するためのマイルストーンとして、研究期間の上半期(期間が 3 年であれば 1 年半)で達成しようとする中間目標を、箇条書きにて明確かつ簡潔に記載してください。
- ※ B-3「実施内容、マイルストーン」との整合性を図ってください。

### B-3. 実施内容、マイルストーン

- ※ B-1「目標及び成果」、B-2「中間目標」の達成に向けて、どのような問題の関与者と、どのような方法で、何をするのかを、年度単位で具体的に記載してください。
- ※ B-4「スケジュール」に記載する実施項目の内容・計画及び実施項目間の関係性が分かるように記載してください。
- ※ 各実施項目におけるマイルストーン(いつまでに何を達成するのか、目標達成に向けて節目となる行程や指標)を記載してください。
- ※ 本プロジェクトを実施する上で克服すべき課題や困難が予想される点、それらへの対応策について、①研究開発、②社会実装の側面からそれぞれ記載してください。
- ※ 多様な関与者からフィードバックを受ける方法や、研究開発の節目に公表等を行い外部から適切に意見を収集、検証・改善していく方法についても記載してください。
- ※ 実施項目は様式 2 及び 4 との整合性を図ってください。

**B-4. スケジュール**

※ プロジェクトの主なスケジュールを記載してください。実施項目は B-3 の内容に従って記載してください。

<記載例>

実施項目	平成29年度 (H29.10～ H30.3)	平成30年度 (H30.4～H31.3)	平成31年度 (H31.4～H32.3)	平成 32 年度 (H32.4～ H32.9)
地域の問題点・ニーズの深掘調査	←→	←→		
〇〇モデルの構築	←→		←→	←→
データの取得・解析	←→			
〇〇手法の開発			←→	
社会実験の実施・検証				←→
法制度的検討・政策提言			←→	←→
成果の展開に向けた仕組みづくり	←→			

**C. 準備状況**

※ 本プロジェクトを推進するにあたり基盤となる、

- ・ 提案者自身(必要に応じて本プロジェクトの参加者)のこれまでの研究開発の経緯や実践的な取り組みの成果
- ・ 現時点でのプロジェクト実施者間及び問題解決に取り組む人々との関係性の構築状況、今後の見込み
- ・ その他、予備的な知見やデータ(存在する場合)  
について具体的に記載してください。

## **D. 成果の活用・展開**

### **D-1. 問題解決や成果の社会実装の道筋**

※ 本プロジェクト終了後の問題解決や成果の社会実装の道筋や見込みについて、以下の項目を参考に記載してください。

- ・ プロジェクトの成果を、誰が、どのように、対象とする地域や他の地域、組織、制度等へ普及・展開しているのか。
- ・ 広く社会一般に活用できる成果や知見はどのようなものか。
- ・ 取り組みの持続可能性（経済的な持続性・効率性、コミュニティ構成員のニーズ等）

### **D-2. 成果の波及効果**

※ 本プロジェクトを端緒として、間接的に社会に及ぼす様々な波及効果や、学術・研究分野への波及効果について記載してください。

### **D-3. 研究開発領域内での成果の応用（任意）**

※ 領域の他の研究開発プロジェクトとの協力・連携関係、あるいは補完・支援関係を構築することによる、成果の応用の可能性や、領域全体への貢献の可能性があれば、その構想を記載してください（任意）。

## **E. プロジェクトを実施する上での人権の保護及び法令遵守への対応**

※ 本プロジェクトを実施するにあたり、相手方の同意を必要とするものや、個人情報を取り扱う研究、倫理審査や安全対策が必要となる研究等が想定される場合には、どのような対応を行う予定か、既に対応を行っている場合にはその状況について記載してください。

**【様式4】 研究開発プロジェクトの実施体制**  
**－グループごとの実施者と実施項目の概要－**

※ 様式2と整合性をもたせてください。

**1. マネジメント体制**

※ 多様なステークホルダーとの調整やプロジェクト全体の進捗管理及び成果のとりまとめに向けて、研究代表者と共にプロジェクトを支えるマネジメントの体制について簡潔に説明し、担当者を表に記載してください。

<記載例>

氏名	所属	役職(身分)	エフォート	マネジメント上の役割	立場
研究代表者 社会 太郎	NPO 法人〇〇	理事長	〇〇%	調査方針等の決定、領域との対話・調整	市民
〇〇 〇〇	〇〇大学〇〇部	URA	/	進捗管理、報告書取り纏め、領域との対話・調整	学(人)
〇〇 〇〇	〇〇大学〇〇部	研究員		グループ間、協力者への連絡・調整	学(自/人)

**2. グループごとの概要**

**2-1. 〇〇〇〇グループ**

**(1)実施項目**

※ 様式3のB-4「スケジュール」に記載した実施項目の中から記載してください。

**(2)プロジェクトにおける本グループの位置づけ**

※ 当該グループが、プロジェクト全体の中でどのように位置づけられるのか、その役割を記載してください。また、複数グループがある場合には他グループとの関係性を簡潔に説明してください。

**(3)プロジェクトの実施者**

<記載例>

研究代表者 氏名	所属	役職(身分)	エフォート	役割	立場
社会 太郎	NPO 法人〇〇	理事長	〇〇%	統括／企画検討ワークショップの設計・実施	市民
研究参加者 氏名	所属	役職(身分)	エフォート	役割	立場
〇〇 〇〇	〇〇市〇〇課		/	地域との調整、ニーズ探索	官
〇〇 〇〇	〇〇大学〇〇部	教授		〇〇研究の設計・研究者の探索	学(人)
研究員 〇名			/		

「安全な暮らしをつくる新しい公／私空間の構築」研究開発領域  
提案書（研究開発プロジェクト）様式

- ※ 実施者は実際に研究開発を行う人であり、協力者とは異なります。
- ※ 実施者は複数のグループに所属することができます。
- ※ エフォートは研究代表者及びグループのリーダーとなる方のみ記載してください。
- ※ エフォートには、実施者の年間の全仕事時間を100%とした場合、そのうち本プロジェクトの実施に必要となる時間の配分率(%)を記載してください。
- ※ 「立場」は様式2の注釈に従い、記載してください。
- ※ 実施者のうち、提案時に氏名が確定していない場合は「研究員 〇名」「アルバイト 〇名」といった記載でも構いません。
- ※ 実施者の行は必要に応じて追加してください。

**(4)グループへの協力者**

- ※ 本プロジェクトの実施において、協力を得ることが了解されている人や団体が既にある場合に記載してください。
- ※ 本プロジェクトの実施者との間での、これまでの協力関係の有無を記載してください。

<記載例>

氏名 所属 役職 (又は組織名)	本研究開発プロジェクトへの協力内容	これまでの協力関係の有無
〇〇町内会	〇〇実施の協力	有
〇〇 〇〇 △△会社△△部長	データ提供	無
△△市役所 △△部	〇〇に関する助言、連携調整	無
〇〇 〇〇 △△大学△△学部教授	〇〇に関する助言、協力	有

**2-2. 〇〇〇〇グループ**

- ※ 2-1と同様に、複数グループでプロジェクトを実施する場合には、適宜フォーマットを増やしてください。

**(1)実施項目**

**(2)本グループの位置づけ**

**(3)プロジェクトの実施者**

グループリーダー 氏名	所属	役職(身分)	エフォート	役割	立場
研究参加者 氏名	所属	役職(身分)	エフォート	役割	立場
			/		
			/		

### 【様式5】 関連する取り組みリスト(研究代表者)

※A4用紙1ページでまとめてください。

研究代表者氏名 **社会 太郎**

#### 〈経歴〉

※ 学歴や職歴、取り組みや研究開発の内容について簡単に記載してください。

#### 〈主要な実績〉

※ 近年実施した取り組み、著書、学術論文、雑誌・新聞投稿記事等の成果のうちこの提案内容に関連するもの5件以内を選んで、現在から順に実施・発表年次を過去に遡って記入してください。研究代表者本人が代表者・筆頭著者のものについては頭に\*印を付けてください。

##### 〈著書・学術論文等の成果の場合〉

(著者(著者は全て記入してください)、発表論文名、掲載誌、巻号、ページ、発表年)

##### 〈取り組みの成果の場合〉

(実施主体、取り組みの概要、実施した場所、実施期間、成果等を記載してください。)

#### 〈RISTEXにおける研究開発への参画経験〉

※ 過去に社会技術研究開発センターにおける研究開発への参画経験があれば、領域またはプログラム名、プロジェクト名、当時の研究代表者名を記載し、自身がどのような役割を担っていたのかについて簡潔に記載してください。

### 【様式6】 関連する取り組みリスト(グループリーダー)

※グループリーダー一人につきA4用紙1ページでまとめてください。

グループリーダー氏名     △△ △△

#### 〈経歴〉

※ 学歴や職歴、取り組みや研究開発の内容について簡単に記載してください。

#### 〈主要な実績〉

※ 近年実施した取り組み、著書、学術論文、雑誌・新聞投稿記事等の成果のうち、この提案内容に関連するもの5件以内を選んで、現在から順に実施・発表年次を過去に遡って記入してください。研究代表者本人が代表者・筆頭著者のものについては頭に\*印を付けてください。

#### 〈著書・学術論文等の成果の場合〉

(著者(著者は全て記入してください。)、発表論文名、掲載誌、巻号、ページ、発表年)

#### 〈取り組みの成果の場合〉

(実施主体、取り組みの概要、実施した場所、実施期間、成果等を記載してください。)

#### 〈RISTEX における研究開発への参画経験〉

※ 過去に社会技術研究開発センターにおける研究開発への参画経験があれば、領域またはプログラム名、プロジェクト名、研究代表者名を記載し、自身がどのような役割を担っていたのかについて簡潔に記載してください。

**【様式7】 研究開発費の見込み**

- ※ 費目別の研究開発費の見込みを年度ごとに記入してください。
  - ※ 面接選考時には、機関ごとの研究開発費等、さらに詳細な研究計画を提出していただきます。
  - ※ 採択後に研究開発費の見直しをお願いすることがあります。
  - ※ 研究開発費の費目と用途は以下のとおりです（V. 7. 研究開発費も参照してください）。  
 物品費／設備備品費：設備・備品を購入するための経費  
 物品費／消耗品費：材料・消耗品を購入するための経費  
 旅費：研究代表者や研究実施者の旅費  
 人件費・謝金：研究員・アルバイト等の人件費、諸謝金  
 （研究員等の数）：雇用する予定の研究員、アルバイトの人数
  - ※ その他：上記以外の経費（研究成果発表費用、会議費、設備改造費・運搬費等）
  - ※ 初年度および最終年度の研究開発期間は半年となるため、その期間に必要な金額を申請してください。
- <記載例>

**○費目別の研究開発費（直接経費）の見込み（プロジェクト全体）**（単位：千円）

大項目	中項目	1年度 (H29.10～ H30.3)	2年度 (H30.4～ H31.3)	3年度 (H31.4～ H32.3)	最終年度 (H32.4～ H32.10)	合計	
直接 経 費	1.物品費	設備備品費	550	800	700	200	2,250
		主な用途	解析ソフト、PC (解析用)				
	2.旅 費	消耗品費	700	1,400	1,800	1,400	5,300
		主な用途	ワークショップ 用品				
	3.人件 費・謝金	旅 費	2,450	4,200	5,000	2,800	14,450
		主な用途	○○地区現地調 査				
	4.その他	人件費・謝金 (研究員の数)	3,500 (1)	10,000 (2)	15,000 (2)	6,200 (2)	34,700
		主な用途	○○に関する専 門家の招聘				
	小計（直接経費）	その他	2,500	4,500	4,200	3,000	14,200
		主な用途	シンポジウム 開催				
間接経費（上記経費の30%以内）		2,910	6,270	8,010	4,080	21,270	
合 計		12,610	27,170	34,710	17,680	92,170	

「安全な暮らしをつくる新しい公／私空間の構築」研究開発領域  
提案書（研究開発プロジェクト）様式

※「主な用途」は一部のみ例示しています。提案時にはすべての年度、費目欄を埋めてください。

**○特記事項**

※ 費目間の比率は最適なものをお考えください。ただし、特定の費目が研究開発費総額の 50%を越える場合は、その理由を記載してください。

【様式8】 他制度での助成等の有無

※ 研究代表者及びグループリーダーが現在受けている、あるいは申請中・申請予定の国の競争的資金制度やその他の研究助成等制度での助成等について、制度名ごとに研究課題名(プロジェクト名)、研究期間、研究経費の額、役割等を記入してください。

※ 記入内容が事実と異なる場合には、採択されても後日取り消しとなる場合があります。

※ 面接選考の対象となった場合に、最新の他制度の助成状況を提出していただきます。

<記載例>

研究代表者(提案者)氏名: 社会 太郎

資金制度・研究費名(研究期間・配分機関等名) <sup>1) 2)</sup>	研究課題名(研究代表者氏名)	役割(代表・分担の別) <sup>3)</sup>	① 平成 29 年度の研究経費 <sup>4)</sup> ② 平成 30 年度の研究経費 ③ 平成 31 年度の研究経費 ④ 期間全体の額	エフォート(%) <sup>5)</sup>	研究内容の相違点及び他の研究費に加えて本応募研究課題に応募する理由
【本応募研究課題】  (H29~H32)	—	代表	① 12,800 千円 ② 27,100 千円 ③ 30,500 千円 ④ 88,000 千円	60	—
科学研究費補助金 基盤研究 (B)  (H26 ~H30 )	○○○○○○○ ○ (△△ △)	代表	① 2,000 千円 ② 2,000 千円 ③ - 千円 ④ 10,000 千円	20	○○○○○○○○○ ○○○○
(申請中) ○○財団助成 金事業  (H29 )	○○○○○○○ ○○○○ (□□ □□)	分担	① 1,000 千円 ② - 千円 ③ - 千円 ④ 1,000 千円	5	○○○○○○○○○ ○○○○○○○○○ ○○○○

1) 現在受けている、又は採択が決定している助成等について、研究経費(期間全体)が多い順に記載してください。

2) その後に、申請中・申請予定の助成等を記載してください(「資金制度・研究費名」の欄に「(申請中)」等と明記してください)。

3) 「役割」は、代表又は分担等を記載してください。

4) 「研究経費」は、ご本人が受給している金額(直接経費)を記載してください。

5) 「エフォート」は、年間の全仕事時間を 100%とした場合、そのうち当該研究の実施に必要となる時間の配分率(%)を記載してください。

6) 必要に応じて行を増減してください。

「安全な暮らしをつくる新しい公／私空間の構築」研究開発領域  
提案書（研究開発プロジェクト）様式

グループリーダー氏名： △△ △△

資金制度・研究費名（研究期間・配分機関等名） <sup>1) 2)</sup>	研究課題名（研究代表者氏名）	役割（代表・分担の別） <sup>3)</sup>	① 平成 29 年度の研究経費 <sup>4)</sup> ② 平成 30 年度の研究経費 ③ 平成 31 年度の研究経費 ④ 期間全体の額	エフォー ト(%) <sup>5)</sup>	研究内容の相違点及び 他の研究費に加えて本 応募研究課題に応募す る理由
【本応募研究課題】  (H29～H32)	—	分担	① 1,000 千円 ② 2,500 千円 ③ 3,000 千円 ④ 9,000 千円	40	—
△△財団公募事業  (H26～H30)	○○○○○○○ (△△ △△)	代表	① 1,000 千円 ② 1,000 千円 ③ - 千円 ④ 4,000 千円	10	○○○○○○○○○ ○○○○
(H ~H )			① 千円 ② 千円 ③ 千円 ④ 千円		

グループリーダー氏名： □□ □□

資金制度・研究費名（研究期間・配分機関等名） <sup>1) 2)</sup>	研究課題名（研究代表者氏名）	役割（代表・分担の別） <sup>3)</sup>	① 平成 29 年度の研究経費 <sup>4)</sup> ② 平成 30 年度の研究経費 ③ 平成 31 年度の研究経費 ④ 期間全体の額	エフォー ト(%) <sup>5)</sup>	研究内容の相違点及び 他の研究費に加えて本 応募研究課題に応募す る理由
【本応募研究課題】  (H29～H32)	—	分担	① 500 千円 ② 1,400 千円 ③ 1,600 千円 ④ 4,000 千円	30	—
科学研究費補助金 挑戦的萌芽研究  (H26～H29)	○○○○○○○ (□□ □□)	代表	① 1,200 千円 ② - 千円 ③ - 千円 ④ 3,000 千円	20	○○○○○○○○○ ○○○○
(H ~H )			① 千円 ② 千円 ③ 千円 ④ 千円		

**【様式9】 特記事項**

- ※ A4用紙1ページにまとめてください。
- ※ 応募にあたっての理由や希望、その他、様式1～8までに記載できなかった内容等を記載してください。
- ※ 海外の機関に所属する方が、海外の機関を拠点に実施者としてチームに参加される場合、その理由をこちらに記載してください。
- ※ 現在、国内の特定の法人に所属しておらず、研究代表者として採択された場合に国内の法人に所属する予定がある場合に、そのような事情をこちらに記載してください。

## X. 参考資料

### 平成 27 年度戦略的創造研究推進事業（社会技術研究開発）における新規研究開発の方針 （平成 27 年 5 月 21 日 文部科学省 通知）

#### 平成 27 年度戦略的創造研究推進事業（社会技術研究開発）における 新規研究開発の方針

##### 1. 趣旨及び目標

科学技術を生かして国民の安全・安心な暮らしを確保することは我が国の重要な政策課題である。

近年、我が国では、刑事犯罪の認知件数は減っているが、家庭又は家庭と同様に「外部から隔離され、同調圧力が強く閉鎖的な空間」である職場やスポーツ集団、学校等において、子供、女性、高齢者が継続的な暴力を受けるケースは増加していると示されている。また、情報通信技術やソーシャルメディアの発展・普及によって、事件・事故などの予見・発見が容易になる一方で、プライバシー概念の変容、そしてサイバー空間での関係性に由来するいじめや事件などが、安全・安心の新たな課題となっている。そのほか、交通事故など公的空間で起こる事故は減る一方で、転倒や溺死など「家庭内事故」が増加するなど、発見・介入しづらい私的な空間・関係性（親密圏）における問題が顕在化しており、対応が求められている。

親密圏で生じる安全・安心上の問題への対応として、世帯構造の変化やサイバー空間の拡大による親密圏と公共圏の関係性と機能の変容を踏まえた複合的な取組が必要であるとの認識の下、時代の変化に対応し、親密圏における危害、事故の低減・予防機能（予見・介入・アフターケア）を強化し、安全・安心な社会の進展に貢献することを目的として、「安全な暮らしをつくる新しい公／私空間の構築」を目指した研究開発を平成 27 年度より新たに推進する。

具体的な目標は以下のとおり。

- (A) 世帯の小規模化や高齢化、サイバー空間の拡大による親密圏の変容を踏まえて、発見・介入しづらい空間・関係性における危害、事故の予防（予見、介入、アフターケア）に資する新たな手法を現実の問題とニーズに基づいて提示する。
- (B) これらの成果をもとに、親密圏における危害や事故の低減に資する制度・政策とその実現可能性を提示する。
- (C) 提示する取組や施策が継続的に実施されていくために、社会システムへの統合可能性という観点で、これらの手法を導いた思考・考え方を共有するネットワークを構築する。

本領域は以下の 2 つの観点で、社会実装を重視した安全・安心につながる研究開発を推

進する。

- ① ICT等の活用による既存の社会システムの機能増強や比較、新しい社会システムの提案
- ② 発見・介入しづらい空間・関係性への配慮が行き届き適切なアプローチ

## 2. 取り組むべき研究開発テーマ

### (1) テーマの設定について

科学技術イノベーション総合戦略（2014年6月24日閣議決定）においては、『国民の生活水準が維持・向上していることを実感でき、人口減少・少子高齢化の下でも持続可能な活力ある社会が実現している。また、女性や若者がその持てる能力を余すことなく発揮して活躍できる環境が整っている。また、国民が健やかに豊かで幸福な人生を全うできる』社会として、『国民が豊かさと安全・安心を実感できる社会』の実現を掲げている。『国全体が安心に包まれ、誰もが明るい将来を展望し、人生の設計ができています。さらに、次世代インフラが整備され、自然災害等から国民の生命・財産の安全が確保できている。』こととされており、社会の変化に対応した具体的な対応が求められている。このような背景のもと、本領域においては、以下の3つのテーマを中心とした研究開発プロジェクトを推進する。

なお、これらを組み合わせた横断的なテーマや、記載されたテーマ以外についても、本領域の趣旨に合致するものであれば対象とする。

- 社会システム・制度の創生・伝承
- 配慮が行き届き適切に介入・支援をする社会技術の創出
- 情報通信技術等の利活用による新たな支援機能の構築

### (2) 主要研究開発要素・テーマの説明

- 社会システム・制度の創生・伝承
  - ・ 親密圏と公共圏の変容に注目し、現場の実態や将来像を踏まえて技術活用の可能性を考える研究開発
  - ・ 個人情報の取扱いにおいて、国際比較を含む、個別法の範囲を超える関係公的機関の情報共有を促進する法制度の在り方などの研究開発
  - ・ 新たなプライバシー概念、調査及び評価指標化に向けて、本人と関連者のプライバシーを考慮した利用方法の拡張、状況に応じたプライバシーの管理・制御などの研究開発
  - ・ 公的機関の連携方策による公的空間での各種手法の親密圏への活用・援用の研究開発
- 配慮が行き届き適切に介入・支援をする社会技術の創出
  - ・ 公／私を橋渡しする「間」の創生のためのコミュニティによる支援など、関係者による情報共有・循環システムを含む研究開発

- ・被害者支援・加害者更生、支援者・NPO等支援、法整備、制度整備、教育などの研究開発

(地域の特性を生かす社会技術、特区における実証なども含む。またここでいう「制度」は法律・規制・慣習とともに、制度の理解不足や運用における「思い込み」も含む)

○ 情報通信技術等の利活用による新たな支援機能の構築

(利用者視点と実装の担い手を考慮した研究開発とする)

- ・ビッグデータ解析／過去事例を用いた予防と異常の早期検知の研究開発
- ・IoT(Internet of Things)などを用いた予防と異常の早期検知、記録などの研究開発
- ・ロボット技術などの活用に関する研究開発

3. 推進体制

- ① 国内の行政機関、大学、研究機関、公益法人、NPO、民間企業等、組織として機構からの研究委託が可能な主体が連携して研究開発を実施する。
- ② 自然科学と人文・社会科学の双方にまたがる分野横断的な知見を活用し、ハード・ソフト両面からの包括的、総合的な研究開発を促進する。
- ③ 研究開発の終了後も発展的な取組が継続的に行われるために、地方自治体をはじめとする関係機関との連携を研究開発の段階から十分に行う。
- ④ 研究開発当初から関連当事者等との共創を行い、成果の利用者等からのフィードバックを行う仕組みを設ける。
- ⑤ 各年度の研究開発プロジェクトの公募に当たり、最終的に複数の成果を統合して安全な社会システムの創生と伝承の仕組みを提示できるよう、あらかじめ各年度の募集テーマを重点化するなど、戦略的に公募を実施する。

以上

【お問い合わせ先】

お問い合わせは、原則として電子メールでお願いします。

また、RISTEX 提案募集ホームページ

[http://ristex.ist.go.jp/proposal/current/proposal\\_2017.html](http://ristex.ist.go.jp/proposal/current/proposal_2017.html)

に最新の情報を掲載しますので、あわせてご参照ください。

国立研究開発法人科学技術振興機構（JST）

社会技術研究開発センター（RISTEX） 企画運営室 募集担当

〒102-8666

東京都千代田区四番町5-3 サイエンスプラザ

E-mail : boshu@jst.go.jp

Tel : 03-5214-0133 Fax : 03-5214-0140

（電話受付：10:00～12:00・13:00～17:00／土日祝除く）